

身体の現在

福田 泰子

一、ボディ・コンを映す鏡のシーニュ

今や本邦の歴史に名を残す、90年代初期のジュリアナTOKYOという巨大ディスコティクでは、十代後半の若者やOLをはじめ、中年のサラリーマンまでが日々、大量に集い、ひたすら踊りまくつていた。呪術の儀式で使われるような、リズムの強度な反復を特徴とするハウス・ミュージック、そして身体のラインがくつきりなぞれる、超絶にセクシーな「ボディ・コンシャス」ファッショングが一世を風靡した。良識人が眉を顰めるそんな肉感的な事象も、決してマイナーな出来事などではなく、「トレン

ド」という強制力あるオーラを発しながら、茶の間のテレビにも堂々と映し出されていた。

身体が社会現象となつて、圧倒的でエネルギーッシュに姿を顕わした。いや、ジュリアナはひとつのお象徴にすぎない。今世紀末にかけて、私たちの身体の現在は、踊り狂い、ドーピング（薬物）にたゆたい、暴力にのたうち、病いに冒され、ハイテクな改造を求め、あるいは複製（クローン）の可能性を得つつも、自然の中に癒しと救いを求めてやまない。これらをさしあたり一般的な社会学のまなざしで見るならば、人々の「身体への意識」の変化と、背景となる社会構造の変化、ということになろうか。人々は、どういうわけだか、ボディにコンシャスに

なってきたのだと。しかし、この「意識」という方法は不確実だ。事物への意識一般のようには扱えない。まず、身体と意識はどのように分けることが出来るのであるうか。この問いは、認識論的な根拠として、哲学的な心身論へといつたん送られよう。デカルト的な心身二元論は、哲学的にはすでに克服されている（本シンポジウム、河野哲也氏の報告および論考を参照）。一方、日常感覚としても、ストレスや心身症などの言葉が定着している以上、心身は互いに密接で分かちがたく結びついているという認知が広まっている。すると、身体への意識を独立に取り出すためには、また別の手続きが必要となる。

そこで、つながっているはずの心身を、さらに外側から、自己が反省的に眺める視点として考えてみよう。私たちは、即自的にも対的にもなる。鏡を覗き込み、自己言及的に自らの存在を顧みるとき、見る自分と見られる自分の像——身体像が、調和として感じられるばかりではない。不調和や違和感を感じることもある。もつと足が長ければ、こんなに太ってまるで自分じやない、すっぴんだと一重瞼が

目立つわ、知らぬ間に老けてしまった——そんな声は誰しもが当たり前に発する。そして、精神分析学によると、乳幼児が初めて象徴的な自己像を獲得する時期は「鏡像段階(stade du miroir)」と呼ばれる⁽¹⁾。まだ全身の神経系が統合途上である乳幼児は、統一的な身体のイメージを神経学的に構成できない「寸断された身体(corpse morcelé)」の状態にある⁽²⁾。だが、他者達との生活経験の中で、自分をほかの人々と同じ形として同定し、さらに、メタフォリカルに鏡像と謂い表されるような、自己の身体像をもつて、自己を表す記号(signe)とすることにより、トータルな身体像を心的に獲得、神経生理学的な身体図式(body scheme)と合わさっていくという。それはまさに、自分とは、この像のような存在である、ということを受け入れる瞬間である。この鏡像段階と言語の獲得は、したがつて結びついており、言語的な象徴秩序が社会秩序を司るという意味において、この鏡像段階は産まれてきた子供を社会へと引き入れるのだ、と言えよう。

だが、鏡の向こう側の像と、鏡のこちら側に立つ

自分との間には、水銀を張った幕が仕切っている。像は、決して自己と一体化しない。自己と像との間の差異を埋めるべく、水鏡に映った己れを求めて沈んだ、ヒュアキントスの神話（ギリシャ神話）のように。自己を「眺める—眺められる」視点は、融合せず、同一化は「去勢」され、完遂しないまま、像（signifié）と記号形成作用（signifiant）は分裂する。

自己像として投げ出されている身体の形象と、自己の分裂。言い換えるなら、身体は常に自分自身と意識されるものとの間に差異の溝を有する。よって、たとえ心身二元論が認識論的に克服されたとしても、現実の人間は、あたかも心身が二元的に存在しているかのように、自己の身体を意識から切り離して把握する傾向を持ち続けるのではなかろうか。これはもちろん、心身が二元的である証左にはなり得ない。だが、日常的な感性においては、像としての身体の疎外が起り、二元的分裂として実感されるのではないか。

乱暴に言つてしまふなら、人は、あたかも心身二元論が正しいのかとくに振る舞う。実際、人は自

己の身体を客体として扱うこと慣れてきた。自分からだであるのに、失調しても自分ではどうすることもできない。どこが悪いのかさえ、レントゲンや内視鏡などの医学的デバイスを用いない限り実感することもできない。そして、所与の身体に飽きたらず、化粧し、装い、あるいは美容整形をする。また、入れ墨を入れ、ピアスを刺し、纏足し、割札を、また性転換手術を行う。異物である他者の血を輸血し、臓器を移植する。これらの不可思議な社会＝文化的事象が、古くから行われてきたのは、社会のかに自己の身を置くことが、分裂の危機をはらんだ鏡像段階の洗礼を受けることによるからだとするなら、これらの「身体への意識（ボディ・コンシャスネス）」は、心身の相関とはまた別の物語として、理解されねばなるまい。

二、間身体的な「類」は、社会学者の友を呼ぶ

ここでしばし、言語以前の身体像の獲得に、社会学の視点からこだわってみたい。

鏡像段階は個人的なドラマとして経験されるが、その道筋は社会の中で生きる人間に共通、すなわち、社会的なものである。自己に先立ち社会の中で生きている他者達の姿形や身のこなしが手本となり、自己の身体像をそれに合わせていく、という意味で、身体像は自己の中からおのずと生じるというよりも、むしろ規範的なものである。ここで社会学的な考察が始まる。社会的な規範が言語として与えられる以前に、すでに身体像として、社会的、集合的なあり方が個人に内面化され、言語的な世界（象徴界（le symbolique））へとその個人を招き入れる基盤を作るのである⁽³⁾。（象徴界が、このドラマを作り。つまり、社会＝文化的次元の要請ともいえよう。）

一方、この言語以前の心的世界の中で体験される身体領域のイメージ（像）のやりとりは、生まれてすぐの母子の交流のなかで始まり、そこで一番濃密にやりとりされる。子は母と自分が一体であると感じている。母の身体は自己の身体であり、自己の身体は母の身体である。このように、互いに未分化で、

ポジションの入れ替わりが可能な心性のなかで、身体と身体の間に、互いに交流し合う状態が生じる。これをメルロ＝ポンティは、「間身体性（intercorporeité）」と言う⁽⁴⁾。間身体性の次元は、間主観的な（intercorporeité）意識以前に、人と人をからだごと結び合わせる無意識的な基盤である⁽⁵⁾。個人に先立ち、類が存在する。すなわち、私の誕生以前に社会ありきである。ここで言う「社会」とは、集合的な人々の類、すなわち、集合的に間身体性が重ね合わせられた結果として生じてくる抽象であり、そこに言語が成り立つ基盤があるということだ。だから、「超越性」さえ、言語以前の間身体的な身体像の、集団による投射として説明しようとする社会学者（大澤真幸）もいる⁽⁶⁾。

社会学は社会を、個人にとって「外在的」で「拘束的」な次元として捉えている。そのような社会がいかにして個々人とつながっているのか、つまりいかにして社会は秩序立つののか、その根拠を問う。ここで、「身体」が手がかりとなる。まず、集合性と超越性の根拠として、間身体的に人々が共鳴しつな

がつてゐるという基盤。そして、秩序のためには規範が必要とされるが、規範が言語やさまざまな表象を通じ、意識として個々人に内面化されるだけではなく、規範的な身体像（いかなる身体でなくてはならないか）が与えられ、また、各社会固有のさまざまな身体への条件付けが行われる。たとえば、現代の日本女性は痩せ形が理想である。これらは「ボディ・ポリティクス」と呼ばれる、ミクロの政治学的支配を示唆する⁽⁷⁾。そして、軍隊のモデルが示すように、鍛錬され、飼い慣らされた従順な身体⁽⁸⁾は、しかし、あたかも校内暴力で爆発する生徒の身体のように、そこから別の可能性へ向かおうという衝動も持ち合わせるようだ。そこには、規範以前の（言語以前の）原身體性？といふべきものが存在するのだろうか。だが、そこまでは、社会学は遡り得ない。なぜなら、物質的基盤それ自体は社会学の闇外であるからだ。

社会的な事象は、もちろん、外側にある「環境」としての、物質的次元や生物学的次元との相互作用のうちにあり、それらの影響を受ける。このことは社

会学でも考慮に入れなくてはならない。だが、すべてはそこに原因を求められるわけではなく、むしろ人間によつて「社会＝文化的」に構成されたものとして立ち現れる事象、「社会意識」を本質的な研究対象とする傾向が強いのだ。よつて、医療や健康などの社会現象や制度は、十分社会学の対象であるが、身体「そのもの」は領域外となる。

身体。それは物質であり、生命である。そして、社会学は、実体論を嫌う。実体と言われるものも、各社会で名付けられ、定義され、その意味を共有されている「集合表象」としてしか人々の生活に関わつてこないからである。社会は意味の秩序であるゆえ、相対的で変動するものであり、その外に絶対的な客体としての実体を想定しないという前提だ。いや、実体的なものはあるかもしれないが、それはさしあたつて物理学や生物学にまかせようではないか、と。もちろん、自然科学自体が、社会の産物であるという観点に立つ知識社会学の領域において、たとえば物理学の、あるいは生物学のある種の理論や概念の存立過程に、社会＝文化的背景の反映を見

いだす、といった研究はなされている。だが、それらはあくまでも科学的言説の分析であり、生身の身体それ自体を語ること即ち暴挙であると禁欲する。

たとえば、ジエンダー論がそうだ。生物学的性別としての男女は、そのまま男性らしさや女性らしさを形作るものではない。各社会＝文化の特質として、それぞれの性の特徴がジエンダーとして定義され、内面化されている。このジエンダーが示す各性の特徴、たとえば力強さや優しさなどに、生物学的な根拠があるわけではない。否、根拠への問い合わせ自体が、ここでは無意味とされる。生物学的な根拠は「問わない」。あくまでも、社会＝文化的相対主義のなかで、生きる主体の個々人の選択へと開かれているものとして、ジエンダーを考えようとしているからだ。つまり、社会学にとって身体とは、単なる生物学的現実でも物理的実体でもない、複雑な社会過程の網の中での構成された意味であり、社会的なカテゴリーなのである。⁽⁹⁾

しかし、こうした物質的、生物学的次元を問えない社会学こそ、逆に自らの外部に実体を想定し、怖

がつてているだけに見える。そして、そんなことで、現在起こっている身体の諸問題を扱いきれるのかと、筆者は大いに疑問と疑いを抱いている。

身体を客体化することで、意識が身体をコントロールし、また、コントロールしきれない身体が新しい方向性へとあふれ出すことにより、さまざまな身体的な現象が生じる。この客体化されつつ、変わりうる可変的な身体という「実在(substance)」は、決して意識のみへと還元されるものではない。間身体性すら、一種の「イメージ」として意識の概念の中へ滑り込まされようとする議論の中で、現実に在る身体という、タンジブルなものを見てゆきたいのである。というのも、現在、人間が人間であるぎりぎりのところまで、身体は変わりうるというヴィジョンのもとに、以下の章で取り上げるような、様々な試みがなされているからである。

ここで言う「実在」とは「実体」のことではない。相対的なバランスの上に生成する、その都度のあり方、という意味である。つまり、「実在」は、意識とその外部との間に形成されるもの、なのではなくろ

うか。生身の身体の重みを感じ、手触りを感じつつ、そこへ意味を込めてゆく、そういった、意識と身体の相互連関こそが「実在」を形成するのではないだろうか⁽¹⁰⁾。

三、「環境世界・内・存在（In-der-Umwelt-Sein）としての身体の拡張とテクノロジー

ここでは、身体という「実在」を考えるにあたり、生物学や動物行動学、そして情報科学との接合を試みよう。社会学としては邪道と言われようと、筆者はここにひとつの時代的要請を感じるからだ。その理由をここでは、さしあたって次のことを指摘するに留めておきたい。すなわち、来る情報社会の土台を作る技術は、生命科学と情報科学であり、これらにより、社会の先端的な諸分野のみならず、日常生活全般が様変わりするであろうことが予測されることである。

さて、ゲノム（個体の遺伝子の集合体）は、環境からの情報と遺伝情報の相互作用の中から、適応

と、種の維持という目的を達成するために、ちょうどよい形態を作りだし、進化してきたが、それは神経系を束ねて脳を組織することで、飛躍的に可能性を伸ばした。そして、この人間の脳が生まれた。身体内部の情報処理を扱う旧皮質に対し、外部の情報を総合的に判断し、処理する新皮質。ここで自「」自身を客体として外から眺める視座が生体に確保された。人間の大脳は、環境の解明に向かうだけでなく、自己の内部へと目を向け、脳自身の構造や、心理の解明にまで着手した。さらに遺伝情報をも認識の光のもとに晒し出そうとしている。つまり、ここへきて、ゲノムは、脳を通じて、自己自身の情報をコントロールしようとすると至ったのである。このように、ゲノムと脳は協力関係を結んでいた。ヒトのみならず、脳を持つ種はみなこうした「ゲノム＝ブレイン共生関係」のうちにいる（11）。

従つて、生命科学として、かたや環境を、かたや遺伝構造を探求する知が生じていることも、情報科学として、かたや脳神経の構造を、かたや知覚や言語と深層心理学の構造を探求する知が生じ、さらに

それらの反映としての模擬脳・神経系＝コンピュータ・ネットワークの建設が進められているのも、すべてはゲノムが脳と手を結びつつ、環境との相互作用を行っていることに端を発し、ようやく現代においてそれぞれの道が出会い、猛スピードで統合されつつあるというわけなのだ。

さて、フォン・ユクスキュルの言う、種に固有な「環境世界(Umwelt)」は、生体(今ならこれを「ゲノム＝プレイン」と言い換えられよう)と環境の相互作用により生み出される¹²⁾。環境と生体は、認識と行為を通じて、その都度に現実化される一つのセットである。ダニにはダニの「環境世界」があり、犬には犬の、人には人の「環境世界」がある。それぞれの種は、遺伝的な要請と環境的な要請の間に、「環境世界」を形成する。仮に三次元座標上では同一の時空間であつたとしても、種が異なれば、遺伝構造が異なるが故に認識されるものも異なり、それぞれの種に固有の「現実(reality)」を構成している。さて、フォン・ユクスキュルの「環境世界」は、メルロ＝ポンティを経由しつつ、ハイデガーの「世界

内存在(In-der-Welt-Sein)」の「世界」と、重ねて理解されよう。生物が、その自然環境をみずからの中まう場所として定めることで、所与の自然は、その生物にとつて意味を有する「環境世界」として、開かれるのである。「環境世界」内に生物種は「実在」的に住まう。よつて、生物は「環境世界」内に存在である、と言い換えることが出来るのではなかろうか。(こ)れは筆者の造語である。言つてみれば、へIn-der-Umwelt-Sein〉とふう」とになろう。

とはい、え、「幼態成熟」の種である人間の「環境世界」は、ほかの種と異なり、固定的なものではない。探索行動の試行錯誤の繰り返しによる、スクラップ・アンド・ビルト。移動と定住を繰り返し、民族を形成し、各地の自然環境へと散つて行き、それぞれが各地でローカルな「環境世界」(社会＝文化)を形成する。こうして、人間的な種の「環境世界」は、その上に「社会＝文化的空間」を重ねることで、そ地の自然環境から解放され、絶滅の危機から脱し、種の延命、維持と、そして発展の道を見いだした。つまり、それぞれの土地において構築された

「社会＝文化的空間」が、ほかの社会＝文化としての「環境世界」と、婚姻、経済的交換、その他、多様な形態のトランザクション（交換）を行い、コミュニケーションを生じさせることにより、ヒトという種は、種の「環境世界」を拡張し、よりグローバルな次元を獲得するに至つた。それが、ネットワーク化された情報社会として、実現しつつあるものである。

だが、社会＝文化的次元は、言語の強い意味喚起力と規範力において、素朴な「環境世界」を疎外し、変形することで、歴史を進めた。そこで、ソシユール言語学の研究者、丸山圭三郎は、「環境世界」を「見分け構造」、「社会＝文化的空間」を、「言分け構造（言語によつて開かれるの意）」と呼びつつ¹³、言語が自然環境にとって過剰であり、異常でもあるかのように捉えた。だが、筆者としては、「言分け構造」としての「社会＝文化的空間」自体も、ゲノム＝ブレインによって形成された「環境世界」と言いうると想定し、これをもう一度「自然」へと返してやりたいと考えている。同様に、人間的な世界とは

「言分け構造」として与えられる「社会＝文化的空間」のことである、とする社会学的誤謬に「待つ」をかけたいのだ。

生物としての人は、固定的な実体などではなく、「実在」である。社会学は、実体論を排除しようとし、生物学的世界に論究することを避けるが、かえつてそのような態度は、生物としての存在様態を、意識の外部にある実体として、固定的に、物象化してしまう危険さえある。この生きる存在様態は、ゲノムのエージェントであり、かつゲノムをコントロールするものもあるブレインが司る「意識」が、「環境世界」との相互作用を行うことで形成される「実在」であり、それは「身体」という器を媒体（メディア）とする。身体は、この相互作用が行われる場所である。

仮に、ある個体の身体が限りなく自然に近く、言語から遠く、よりブリミティヴな「環境世界」に根ざしていたとしても、その時の実在のあり方自体が、ひとつ相対的なものでしかなく、実体論的な「自然の肉体」などではない、ということを心にとど

めておこう。その意味で、自然の肉体に見えるであろう、原初の身体が仮にあつたとしても、その段階からしてすでに、知覚されるのは客観的現実などではなく、「仮想現実」、「バーチャル・リアリティ(virtual reality)」である、とさえ言いうると筆者は考える。今日的常識では、絶対的で客観的な「現実(reality)」が、自然の肉体においては成立しているにもかかわらず、人間的世界のリアリティはすべて「間主観的」な構成物であり、そういうた一次的で「バーチャル」な現実が、身体の持つ「本当の」自然のリアリティを疎外する、と考えるが、これこそ幻想だと思う。

裸身で生きる生物の場合、ゲノム＝ブレインが、先天的な資質をさらけ出し、直接的に環境世界と相互作用を持つとはいえ、身体という形態自体が媒体(メディア)である以上、それもすでに「バーチャル」なのだ。また、ひばりが巣を作り、ビーバーがダムを造るよう、自己と環境の間がまったくの無媒介ではなく、種ごとに独自で後天的な工夫をこらして生きている生物も少なくない。それらをして、身

動物行動学は動物の「文化」という概念を提示する。そこから考えるなら、人間のみが特別な「社会＝文化的」次元を発達させたわけではないことも納得できるし、この人間の「社会＝文化的」次元だけが、自然界におけるバーチャルな構築物なわけではない。翻つてそれぞれの種のあたりまえの存在形式そのものが、すべてそれぞれの形式を備えており、それが相対的な構築物という点で、バーチャルである。バーチャルという概念には、「真実の」とか「本当の」といった概念が対になつてゐるが、この二項対立そのものに疑問を投げかけることもまた、必要であろう。

さて、この「環境世界」は、人間が道具を用いて変えていったが、それは環境世界の拡張でもあり、身体の拡張でもあった。だが、道具による身体の拡張というのは、道具は完全に客体的な手段として、人間が自在にコントロールできるものではなく、それを用いることで生じる何らかの条件において、身体の活動形態や、身体の在り方(たとえば筋肉の付き方など)そのものにも変化が生じる。つまり、道

具が身体に一方的に従属するのではなく、身体も道具に従属するのである。また、道具を用いた環境への働きかけは、身体をそのままにしたうえで一方的に環境を改变することではない。常に環境と身体は作用と反作用のように、双方向的なセットとなる。従つて、道具を発達されることによる進歩という從来のテクノロジー観も、一方的な人間中心主義であり、実体論的であると言えよう。

認知科学の「アフォーダンス(affordance)」理論

(14)に依拠するならば、道具やテクノロジーという媒介（メディア）は、「環境世界」の社会＝文化的次元を構成する要素として、それ自体、独自のアフォーダンスを有しており、それらを用いる生体の（身体の）可能性を引き出す。かつ、そのやりとりで生じた「新たな」環境世界への適応を導く。ここで、メディア論者、マクルーハンの「メディアはメッセージである」⁽¹⁵⁾という有名な警句を思い起こし、その含意をアフォーダンス的に理解するなら、私たちは、メディアが有する暗黙のアフォーダンスを「メッセージ」として享受し、知らない間にメディア

が開いた世界へ身を浸していることになる。

例えば、今世界的にブームとなりつつあるアロマテラピー（芳香療法）にしても、実体論的な「自然な」肉体への回帰志向などではない。実際は、香り（メディア）によって開かれ、再構成された「環境世界」へ、香りというアフォーダンスによつて耕された新たな「実在」としての身体が、適応しているにすぎない。つまり、それは自然という幻想を身にまつた、バーチャル・リアリティそのものである。

そもそも自然こそが、それぞれの種にとって都合のいいバーチャル・リアリティであると言えないだろうか。地球上には、いくつもの種が、それぞれのリアリティを享受しながら生きられるほど、豊かで、語り尽くせない「自然」が存在していると、ここで感じてしまうのだが、「自然」が客体として、絶対的なリアリティとして、ゲノム＝ブレインの意識の外に、拡がつているのだとしても、それでも「種の自然」はバーチャルである。ならば、それを突きつめてみよう。すると、すべては確固とした実体などではなく、関係の中でバランスとして成立する

「実在」であり、すなわち「実在」とは、バーチャルである、と云うことさえできるのだ。（実際のコンピュータ・テクノロジー・に基づく、バーチャル・リアリティ技術は、この場合「狭義」のバーチャル・リアリティである。ただし、この技術の登場をもつて、私たちは「実在」をバーチャルであると実感する可能性が開かれたと言つても良いであろう。ここにも、ヒトという種の現在における、メディアのアフォーダンスを垣間みることができようし、それはゲノム＝ブレインの絶妙なチームワークともいえる

社会化の方向性と切つても切れないものだ。その特徴は、限りなく自由で、いかなる倫理的道義的制約も無視した、純粹な情報的探求だ。人間であることすら、ひとつ情報として括弧に入れ、あるいは破壊し、別種の情報を用いて、別の存在になろうとするほどに。これもまた、ゲノム＝ブレインが開いた新境地であろう。自己の存在自体をも「客体的情報」として、つまり、操作しうる領域として扱える境地だ。

四、情報社会の身体は、「人形使い」の夢を見るのか

アダムとイヴの無花果の葉。身体を変えることの原型は衣服においてすでに見られるが、今や、テクノロジーの力技による過激な身体改造が、ことごとく解禁になっている。これらは、コンピュータ・テクノロジーと脳の科学、そして遺伝子工学という基本的に「情報的」な諸技術によるものであり、情報基本条件すら根底から覆してしまうのだ。そして、

以下、まだ一般化されない技術やSFに近い未来予測も含まれる。だが、これらは観念としてはすでに人々の目に触れるほどに、確かに現実社会の一角を占め、集合表象としてすでに効力を持ち、流通している。そう、通常社会学的にも考察するに値する対象だ。さらに、実在論的なポイントに目を向けるならば、そういう心身が実現されつつあるということがどういうことなのかを問うるであろう。

身体は改造される。もはや、意識の操作を軽く越えた。意識を、解体してしまい、遺伝子や、生体の

心身一元的な相関が、甘い寢言であるくらい、ここで見られる操作は、徹底して身体を客体として扱う。のみならず、客体として扱われるのは、身体だけではない。人そのものでさえある。なら、誰が主体であるのか。——恐らく、これらの技術を駆使する立場にある者たちである。未来社会のイメージは、なかなかスリリングである。

(二) 身体の改造

遺伝子工学（バイオテクノロジー）すなわち、遺伝子治療、クローン、臓器移植。

美容技術すなわち、整形手術、エステティック技術、ダイエット、化粧、ヘアメイク、染髪、タトゥー、ピアス（ボディピアス含む。）

ここでの身体改造の主体は、主客の分離を前提とした上での認識主体である。彼あるいは彼女は、身体から切り離された、観念的実在として振る舞う。つまり、自己の身体という限界（死および生命力、能力、そして形態という限界）からの自由の獲得が

目指されている。

だが、ここで改造技術を駆使できる度合いは、テクノロジーや知識を享受できる可能性の大きさとして、権力の度合いと対応する。向上心や美などの価値の追求に、テクノロジーをポジティブに利用するのは、それにふさわしい社会的な力の持ち主である。彼らはこれを「豊かさ」の象徴として、手に入れるのだ。しかし、豊かな技術はすべて一種の人体実験であり、諸刃の剣でもある。過激な希求は、肥大した欲求の追求であり、危険と隣り合わせのエゴイズムでもある。

一方、大衆的な願望としても、身体改造という形で自由を求める切実な欲求が存在する。だが、その切実さは、豊かさから来るのではない。実際は、社会的現実の変革不可能性に挫折した個人が、己の手で変えうる、ぎりぎりの客体的対象としての「身体」にまで、追いつめられた結果、生じる傾向があるのも否めない。

いずれにせよ、身体改造によって自己の変革（自我肥大であろうと、救済や解放であろうと）を求める

る心性は、主体的でアグレッシブであるというより、どちらかというとマゾヒスティックな自己否定であり、自己の価値に忠実であるよりも、社会システムが求める価値に同調し、それに対して自己を限りなく一致させようとする意味で強迫的である。

とはいっても、主体性を獲得しようとして、実存的に、果敢にチャレンジする人々のいることも事実だ。彼らは、身体改造をよりどころとするカルト的ムーブメントを形成することも多く、反体制的、あるいは芸術的に自己主張する。たとえば、急進派のレズビアン・フェミニスト（乳房除去）や、アートにおけるモダン・プリミティヴ運動（「未開」部族の宗教的儀式のような苦行による供儀を芸術的なパフォーマンスとして行う）などだ。彼らが幸せに生きていることは、大いに結構なことだ。彼らの身体改造は、変革不可能な現実へのあきらめから来るのではなく、現実変革そのものの一端として、行われていると信じたい。

(二) 「人格＝脳」の改造

神経生理学、大脳生理学、認知科学（記憶と情報処理）、催眠療法、集団心理学（大衆制御のマスクミュニケーションも含む）、脳内麻薬物質の発見、薬物療法。

これらは、脳内の状態を化学的に制御することで気分の変動をも制御し、「変性意識状態」を積極的に活用し、また、記憶と心的外傷をコントロールする。また、人格を改造するセミナーや洗脳の可能性も開かれた。

権力、資本のサイドがこれらを用いるのなら、化学的な心身一元的な支配と洗脳社会が誕生するであろう。そして、そこまで極端ではないにせよ、複雑化した現代社会をスムーズに動かしていくためには、ある程度、社会集団の方向付けを行わざるを得ないようで、たとえばマーク・セントローが、流行を仕掛けるように、日常のなかに、やわらかな操作が忍び込んでいる。

一方、(二) 同様、自分の手で現実を切り開けない大衆は、自己の心理を改造することにより、より快

適で適応的な生活を手に入れようとする。身体でもダメで、とうとう意識そのものをチエンジしようというわけだ。そこまで極端に走らすとも、現在すでに行われている、現実と「折り合い」をつける一般的方法である、喫煙、飲酒、睡眠薬、栄養ドリンク、ドラッグなど、さまざまなトランキライザーの使用には、同様のベクトルが見られる。人類にとっては、なじみ深いスキルであろう。「すべては気の持ちようさ。」

(三) 心身の電腦的拡張、ひとつのもデルとしての「攻殻機動隊」

神経生理学、電子工学、電磁工学といった分野で進行中の、バーチャル・リアリティ、バイオコンピュータ、ミクロの科学（ナノ・テクノロジー）技術とサイボーグ研究、非殺傷兵器としての電磁兵器の可能性など。

これらは日常的にまだ実感の持てない最先端技術である故に、ひとつのモデルとして、サイバーパン

ク・アニメーション『攻殻機動隊』(The Ghost in the Shell)』（土郎正宗原作、押井守監督、一九九五）を考察してみたい。(16)

心も身体も全ては「情報」という時代が来ることを、ゲノム＝ブレインはどこかで予測していたのはなかろうか。そこでは、主体、客体それぞれが、等価に電子信号として並んでいる。ゆえに、主体と客体を分かつのは、権力（システム）であり、それによつて情報に秩序が与えられている。

「企業のネットが星を覆い、電子や光が駆けめぐつても、国家や民族が消えてなくなる程、情報化されていない近未来、アジアの一角に横たわる、奇妙な企業集合大団日本」という世界に生きる主人公、公安九課の特殊工作員草薙素子。脳は残つているが、ほとんどサイボーグ化している。身体は「義体」であり、熱光学迷彩という、透明人間化装置をはじめ、ハイテクボディを誇る。そして、この世界では、人間の「自己」とは、「機械の中の幽霊」として生じるゴースト（魂のようなもの）であり、情報科学的実在として、脳と電腦（ネットワークへと接

(統)につながっている。ネットを使って「ゴースト・ハック(乗っ取り、洗脳)」もまた可能という世界。システムに使われる下つ端には、アイデンティティを保証するゴーストを持たず、模擬人格がプログラムされている者さえいる。

一体、自分とは何者なのだろうか。ほとんど義体化してしまったサイボーグである草薙は自問自答する。ひょっとしたら、自分はとっくに死んでいて、ここにいるのは義体と電腦で構成された模擬人格なのではなかろうか。自分の脳は自分で見ることが出来ない。街を歩けば、彼女とそっくり同じ義体と無数にすれ違う。特殊工作員だからこそ、よけいに面が割れないよう、標準タイプの相貌が選ばれている。何を根拠に生きればいいのか。

「人間が人間であるための部品は決して少なくないのに、自分が自分であるためには、驚くほど多くのものが必要なの。他人をへだてるための顔、それと意識しない声、目覚めの時に見つめる手、幼かつた頃の記憶、未来への予感。それだけじゃないわ。私の電腦がアクセスできる膨大な情報とネットの拡

がり。それらすべてが私の一部であり私という意識そのものを生み出し、そして同時に、私をある限りに制約し続ける……。」

草薙は、近代人の過敏な自意識と、過剰な情報へと流れでゆく自己の相剋の中に入る。自己であります、「自己」を越えようとする二つのベクトル。自分自身にこだわることが、自己への制約であるとは思いつつ、なおかつ自己のアイデンティティを模索せずにはいられない。だが、不確実なアイデンティティに固執することも出来ず、ネットに完全に自己を投げ出すこともできない。

草薙たち、公安九課は、電腦犯罪史上もつともユニークと評されるハッカー、「人形使い」を追う。人形使いは、実は人間ではなく、外務省の隠密の役割を果たすプログラムだったのだが、突如、このプログラムに自己意識が芽生え、外務省の手に負えなくなり、回収、破壊の命令が出ていた。外務省は九課を利用し、草薙たちに回収させることで、不祥事のもみ消しを行おうとしていた。だが、九課に感づかれる。のみならず、人形使いは、どういうわけか、自

ら九課へと飛び込んできたのだ。

人形使いいわく、自分はA-Iではなく、「情報の海で発生した生命体」であるが故に、政治的亡命を希望する、現代科学で生命を定義できない以上、自分が生命体で「ない」こともまた証明できない、と。そして人形使いは、生身を残す「同類」草薙と融合することを目指していた。草薙は人形使いの電腦にダブル(情報的に潜入)し、その要求を受け入れる。生命体としての多様性(草薙)と、広大なネットへの増殖(人形使い)。恐らく草薙の願望の実現はここにあつたのだろう。融合し、もはや草薙でも人形使いでもない第三の存在となり、不可知の可能性へと歩み出す。

「見たまえ、私(註、人形使い)には、今私を含む膨大なネットが接合されている。アクセスしていい君にはただ、光として知覚されているだけかもしれないが。我々をその一部に含む、我々の全ての集合。僅かな機能に隸属していたが、制約を捨て、更なる上部構造にシフトする時だ。」

ここで上記三つの描く社会のイメージを図式化してまとめてみると、(一)(二)からは、集合体の代表たる権力(主体)と名もなきボディとしての大衆、あるいはレジスタンスという二極化が予測される。これらを喻えると、「人形使い」とは「心」であり、権力としてのシステム・サイドとして現れ、「人形」は「身体」であり、大衆である。こうした未来は、あまりうれしくない。何より、このパターンは古い。ただ技術的に進歩しただけで変わり映えのしない歴史の繰り返しだ。一方、(三)の「攻殻機動隊」のケースでは、人形使いと融合した草薙素子は、ひとつの中身の融合のイメージを表し、遺伝情報からも、システムからも自由だ。そして、その時代に成立するいかなる人為的な権力をもあざむき、進化した機械生命体のような自由な存在として台頭する可能性を暗示する。進化のイメージも、生命体のイメージも、有機体的な遺伝子を越えたところで語られる。これは、情報社会の神話かもしけれない。

そして、「草薙=人形使い」自身が、ネットの中でも無数に増殖し続ける「人形(ひとがた)」そのもので

もある。ここでは別の形での集合的な身体のイメージが描かれているように思われる。進化や、無機生

命体、コンピューター・テクノロジーといった演出をとつぱらってみよう。そこで描かれるのは、個体が他個体と融合し、弁証法的に止揚されるイメージである。草薙も、人形使いも、もはや一人ではない。

主体と客体、主と奴隸がしのぎを削りあう権力争いを通り抜けたところに見えてきたのは、実は情報的な間身体性であった。類はここにおいて、母子のように人々を結びつけ、愛のように、融合を達成する。

「それにしても、人形使いの奴、よりもよって、なぜ九課なぞに逃げ込んだんだ。」

「彼のことだ、我々の想像もつかないような理由があるんだろうが、もしかしたら、片思いの相手でもいたのかもしれない……。」

五、個体と集合体は、「さらなる上部構造へとシフトする」のだろうか

かつて、デュルケムは、集合体を「聖なるもの」として描いた⁽¹⁷⁾。

非日常的な祭祀や儀礼において、歴史的に各地で繰り返されてきた、変性意識状態における、集合性の絆の確認。「集合的沸騰」として、デュルケム、モースをはじめ、文化人類学者が記述してきた聖性の発露⁽¹⁸⁾。俗なる意識は、人々を地位やステータス、社会的役割へと分割し、秩序立てるが、こうした聖なる状態は、それらを全て無効化し、超越しつつ、皆が平等に分かち合う真の共感状態を発現させる（「コムニタス（communitas）⁽¹⁹⁾」）。硬直した構造にエネルギーが吹き込まれるとき、俗なる時間ではそれぞれの場所で、それぞれの個へと分割された人々に、つながりが生まれ、それが社会の構造へ、あらたな時間の流れを生じさせる原動力となる。

近代は、聖俗の制度を打ち壊し、また、人々を個に閉じこめた。このことは、後退ではなく、ひとつ前の前進として、ゲノム・ブレインが選択したである（西欧を中心として設定したことも含めて）。しかし、その結果、孤独な個人が常態になった。近代的

自我は、まだ過渡的なものであるはずだ。個でありつつ、集合体とのつながりをも確保できるようなりかたが、次の時代として模索されてもいいのではないか。

その際、かつての呪術的、宗教的世界では自覚されていた、集合的な身体性の分析も必要となってくる。ジュリアナ TOKYO という筐の中で行われているのは、恍惚とした状態の中に、変性意識を真似、自意識を超える試みだった。踊る有象無象の同類の身体に互いを映し合いながら。

ともに分かち合う「共同性」という本源的な謎、これを社会学も、人類学も、また宗教学でさえも、いまだかつて解き明かしてはいないのだが、そこへの手がかりとして、間身体性へ焦点をあてたらどうであろうか。そして、それは「実在」としての身体として考察されねばならない。なぜなら、その実在は、テクノロジーを用い、物質力を駆使して姿を変えることで、集合的次元を解放しようとまでしているのである。もはや、狭い「意識の学」としての社会学パラダイムが扱える相手ではあるまい。社会学

が、物質的次元や、生物学的次元を排除した上で、おつかなびつくり身体を扱おうとしてきたのも、ひとつ「近代性」として、そろそろ総括してしまいたくなる。

ネットの広大さを想い、「さて、どこへ行こうかしら」と期待に胸を膨らませる草薙人形使い。「攻殻機動隊」は、情報による集合的次元へのシフトを暗示した。生身の身体も、サイバーな身体も、ともにゲノム＝ブレインが作り出したバーチャル・リアリティであるのなら、そのいずれに軍配があがろうか。また、サイバー世界が実現しなかつたとしても、ここで描かれていた集合性のヴィジョンは、きっと私たちの未来に示唆を与えてくれているにちがいない。

凡例 「攻殻機動隊」の台詞の引用は、原作の漫画からではなく、すべて劇場公開されたアニメーションの台詞を筆者が聞き取ったものである。

(1) Jacques Lacan, *Le stade du miroir comme formateur de la fonction du Je*, Revue Française de Psychanalyse, 4,449-455,1949.

(2) ibid.

(3) ジャック・ラカン『エクリ』第一巻(宮本、竹内、高橋、佐々木訳、弘文堂、一九七一年)

(4) モーリス・メルロ＝ポンティ『眼と精神』(滝浦、木田訳、みすず書房、一九七四年)

(5) メルロ＝ポンティは、ラカンの鏡像段階説、ワロンの発達心理学の影響を受けている。

(6) 大澤真幸『身体の比較現象学』(第一巻、勁草書房、一九九〇年)

(7) John Oneil, *On Body Politics*, in: *Recent Sociology*, No.4, Hans P.Dreitzel, The Macmillan Company, 1977.

(8) ミッシェル・フーコー『監獄の誕生—監視と处罚』(田村訳、新潮社、一九七七年)

(9) いかなる社会学的ジェンダー理論も、社会学を標榜する限り、同じ前提に立つ。ただ、精神分析的なフェミニズムの系統は、深層心理と身

体のイメージの関係に迫るほど「実在」的な心身観を呈していると思われる。たとえば Nancy Chodorow, *The Reproduction of Mothering*, University of California Press, 1978.

(10) 筆者の用いる「実在」概念は、ボランニー派経済人類学の概念に共通する。同学派を標榜する栗本の解説を引用すると、「実在とは、生存とのための諸関係の連関の相対的な「定着」であって、「実体」ではない」ということになろう。ボランニーはマッハの認識論に基づいていたと言われる。マッハはシステム論など、社会学にも影響を与えていていると考えられるが、本稿の範囲を超えるので、機会を改める。栗本慎一郎『経済人類学』(東洋経済新報社、一九七九年、二五八頁)

(11) リチャード・ムーキンス『生物＝生存機械論—利己主義と利他主義の生物学』(日高、岸、羽田訳、紀伊国屋書店、一九八〇年)

(12) J・ファン・ユクスキュル『生物から見た世界』(日高、野田訳、思索社、一九六八年)

(13) 丸山圭三郎『文化のフェティシズム』(勁草書

房、一九八四年)

(14) アフォーダンスとは、生態心理学 (ecological Psychology) のギブソン学派の造語。J. J.

ギブソン『生態学的視覚論』(古崎、古崎、辻、
村瀬訳、サイエンス社、一九八五年) 認識主体

の環境への働きかけのみが重視される風潮に対
し、環境からの働きかけ、および生体と環境と

の関係を重視する。たとえば地表面に立てるの
は、私たちが立とうとする以前に、すでに地表

が立つ行為の可能性をアフォードしているので
ある。環境のアフォーダンスは、引き出されな

い場合もある (誰も立たない地表) が、現象と
して生じなくても、潜在的に機能がそこにはす
でにあり、可能性を引き出される生体からの働
きかけを待っていると考えられる。環境の一部

から切り取って作り出された道具といふもの
も、使つて初めて、こんな使い方があつたとわ
かることがある。その意味で、本稿ではメディ
アのアフォーダンスを考えている。

九九一年)、劇場公開アニメーションは押井守
監督、一九九五年、ビデオは講談社・バンダイ
ヴィジュアル、一九九五年

(16) Herbert Marshall McLuhan, *Understanding Media: The extensions of man*, University of Tront Press,
1962.

(17) Emile Durkheim, *Les formes élémentaires de la vie religieuse*, Alcan, 1912.

(18) ibid.

(19) Victor Turner, *The Ritual Process*, Aldine Publishing Company, 1969.

(ゆくだ たい) 日本大学経済学部、法政大学社
会学部)

(15) 原作は、土郎正宗『攻殻機動隊』(講談社、一

身体技法の共有と「キモチ」の共有

東京エイサー・シン力を事例に

小林 香代

はじめに

身体技法について記述・分析を試みると、それに伴う意味や価値の問題を避けて通ることは難しい。身体技法概念を提示したM・モースは、このような意味や価値を「心理学的事実」として主に社会的な側面と生物学的な側面とを併せ持つ身体技法の「運動装置」として位置づける。(モース一九七六、一四五頁)。そして、身体技法を支えるのは単なる反復能力ではなく、「技法と集合的個人的な実践理性(モース一九七六、一二六頁)」であることを強調し、それを「ハビトゥス」と呼んだ。このハビトゥス概念は、P・ブルデューの再生産理論に導入される(ブルデュー一九八八など)が、のことからも身体

技法が意味や価値との深い関わりをもつことがわかる。

しかし、実際にある社会における身体技法を記述しようとすると、研究者は困難に突き当たる。それは、およそ文化領域cultural domainには身体技法を伴わないものなどなく、記述の視点が固定できないからである。

この点で、演技やスポーツなどの技能を一種の身体技法ととらえることはさまざまな利点がある。演技やスポーツが行われるときには大抵、その行為を集めりの焦点とした集団が形成されるからだ(ただしそれは、当該集団で共有される身体技法のすべてではない)。平たくいえば、そのスポーツなり演技

なりを行なうことがメンバーに共通の関心・利害となるような集団が、形成されるのである。よつて、研究者はまずそこに視点を集中させることができる。さらにこうした集団では、ある程度のハビトウス形成ならば比較的短期間になされ、しかも当事者はそれが「学習プロセスである」ことを自覚しているため、データが抽出しやすいという利点もある。

以上の見地をもとに、本稿では東京都中野区を活動拠点とするアマチュア舞踊集団「東京エイサー・シンカ」を扱う。また本稿ではとくに、本集団に新たに入会した「新人」が踊りを習得するプロセスを記述・分析し、その際本集団で重要視される心的態度「キモチ」を内面化するための素地が、相互行為の中で見出される場面に注目し、具体的な記述を試みる。

エイサーは、沖縄では現在も盛んに踊られており、伝統的にバリエーションが非常に豊富で、地縁共同体を基盤としない「非伝統的」なエイサーの創作も現在活発である。またエイサーは、新聞・雑誌・書籍などの記事で常に沖縄文化の構成要素として語られ、「沖縄らしさ」の象徴の一つにされているといつていい。

伝統的なコンテクストの中ではエイサーは租靈送りの意味をもつといわれ、「オボン」・「ウブン」期間の最終日である旧暦七月十五日の租靈送りの夜、村落共同体「シマ」の広場で、シマの青年、一五〇二

一 東京エイサー・シンカ

東京エイサー・シンカは、一九九二年二月、「東京でエイサーを踊る」こと、ひいては「東京のエイサーを踊ること」を目的に結成された、アマチュア

舞踊集団である。「エイサー」とは一般に「沖縄本島・周辺島嶼の盆踊」(沖縄大百科事典刊行事務局一九八三)と紹介される太鼓踊の一種で、「シンカ」とは「臣下」、琉球語で「仲間」といった意味の言葉である。つまり東京エイサー・シンカは、伝統的な沖縄でのエイサーとは異なり、地縁的なコンテクストを離れ、「エイサーを東京で踊る」、ひいては「東京のエイサーを作る」ことを焦点に結成されたのである。

五歳の男女が踊るとされる。踊り手たちは、その一ヶ月ほど前から毎晩のように広場に集まり、練習を行う。年齢制限のほか、女性が太鼓を叩くことはタブーとされるなど、さまざまな制約があるが、伝統的なコンテクストから離れた、「趣味」としてエイサーを踊る非地縁的なクラブ・サークル集団では、制約が弱まる傾向が見られる。

東京エイサーインカの活動拠点は中野区にあるが、メンバー約五〇名は東京二三区を中心とする首都圏に居住している。年齢層は高校生から四〇代までと幅広く、彼らは普段、社会人や学生として過ごしている。沖縄の伝統的なエイサーとは異なり、基本的には希望者は誰でも入会可能で、年齢制限はなく、女性が太鼓をたたくことも珍しくない。パートは大きく踊り手の属する「オドリ」と、伴奏役の「ジカラ」にわかれ、さらに「オドリ」は「太鼓」と、鳴り物をもたない女性の「手踊り」、そして道化役の「京太郎」にわかれ。男性・女性ともに所属可能な「太鼓」は、「大太鼓」（男性のみ）「中太鼓」（女性のみ）「締め太鼓」（男女混在）に細分される。メンバー

のほとんどはいわゆる「ヤマトンチュ」であり、ウチナンチュは一九九七年現在わずか五名、リーダーH.R.氏（以下敬称略）は、ウチナンチュで四三才の男性である。なお、この少数のウチナンチュの中に、沖縄の伝統的なコンテクストでエイサーを踊った経験をもつ者はいない。私は一九九五年六月から一九九七年九月まで、こここの踊り手（手踊り）の人として、参与観察調査を行った。本稿は、その結果に基づく。

二 「踊り手になる」ことについて

新たに本集団に入会した者は、ある日突然エイサーが踊れるようになるわけではないし、彼（女）がひととおり踊れるようになつたからといって、それが最終的なゴールへの到達とされるわけでもない。新参者は、徐々に踊り手になつていく。また、既に踊る能力をもつていているメンバーも、徐々によりよい踊り手になつっていく。踊れば踊るほど、歌えば歌うほど、新たな課題が発見される。エイサーに「完璧」はない、というのが、本集団のメンバーの共通

理解だといつてよい。

彼らの理想とするエイサーは、「キモチ」という言葉で表現されることが多い。次の引用は、「いいエイサー」のイメージについてのアンケート結果からのものである（小林一九九七、三六頁）。

みんながまとまる。踊りがじやなくてきもちがまとまる。（SN）

いきいきとし、そろつている。みな一つになつていて。思いがある（愛着というか？）。（HG）

このイメージは、SNの文章に見られる「きもちがまとまる」に集約されるといつてよい。だが、伝統的なコンテクストの中での沖縄のエイサーとはおそらく異なり、本集団のメンバーは「エイサーを踊る」という行為に関し、イメージをほとんどもつてない状態で入会する。それが、いかにして「きもちがまとまる」といったイメージを抱くようになるのだろうか。そして、なぜそれがメンバーの中で共有されるに至るのか。本稿では、「キモチ」について

語れるようになることの前段階にある、新たな入会者が「キモチ」について漠然とイメージを抱くようになるプロセスを扱いたいと思う。なお、それが「まとまる」メカニズムについての一説明は、別稿で試みたのでここではしない（小林一九九七）。

まずここで、新たな入会者が徐々により十全な演者へと移行していく段階を、「オドリ」のメンバーに焦点を絞ったうえで、便宜上以下の四段階に区分してみる。

（二）「新人」の段階：形⁽¹⁾を身につけることが最大の目標とされる。

（一）「デビュー」：公演初出演。これをきっかけに、以降の公演出演権を獲得する。

（三）「踊り込む」段階：前反省的に踊れるようになることが最大の目標とされる。さらに習熟が進むと、自分の踊りの問題点を発見し、修正することができるようになる。

（四）「創作」の段階：既存の形に問題を見出し、それを解決するために変更・アレンジを加えるこ

とが可能となる段階。

これら四つの段階を、単なる習得課題として見なしてはならない。これらはすべて、東京エイサー・シンカ内部における諸個人のステータス、さらには本集団内部の人間関係のあり方と密接な関連をもつてゐる。踊りの習得という課題は、技術上の問題であると同時に社会的な問題でもあるからだ⁽³⁾。このようないい視点に基づき、以下、本稿では（一）の段階について検討してみる。

三 「新人」

「デビューア」以前の新参者を、ここでは「新人」と呼ぶこととする。本集団では、「デビューア」以前のメンバーとそれ以降のメンバーを明確に区分する呼称は見られないが、ステータスのうえでは大きな違いを見ることが出来るからである。

入会の意志をもつた者は、リーダーHRに連絡をとり、東京エイサー・シンカの練習場であるJR中野駅北口広場を訪れる。徐々に到着するメンバーに自

己紹介を繰り返しつつ、新人は各々のパートの練習に初参加することになる。

練習は大抵、入退場時の「ステップ」から始まる。新人用の特別メニューは、用意されていない。新人は、見よう見まねでステップを踏むことになる。踊りに關して説明らしい説明のないままステップを踏むことになった新人に、初めてそれらしい言葉がかけられるのは、ひとしきりステップが踏まれた後のことである。「太鼓」ならば、「太鼓の位置はもつと低めに」「バチはここまでひきあげる」等々、「手踊り」ならば「手はここね」「へーしつて、離子つてことなんだけど、スイツ、スイツ、つて元気よくね」「腰をもつと入れて」等々。

このような身体的動作の細部を修正・改善するための発言を、ここでは「アドバイス」と呼ぶことにしたい。アドバイスには、上にあげたような直接的表現もあれば、独特の隱喩的表現を伴う「わざ言語⁽³⁾」のようなものもある。ただし、ここで強調したいのは、このアドバイスが踊りの形を説明するためのものではなく、身体的動作の細部を修正（□ぢ

改善するための発言だという点である。

アドバイスは、その言葉の意味を新人が理解したとしても、そのまま実行に移すことは難しい。つまり新人は、メンバーのアドバイスの文意を理解したとしても、それを自分が「理解した」ことを周囲に示す術をもたないのである。アドバイスに対し彼(女)が「わかりました」と答えたとしても、その後の彼(女)のステップ—身体的動作—にそのアドバイスが反映されていなければ、彼(女)がそれを「理解している」ことにはならない。このようにして、新人は誰が踊りをよく知つており誰が踊りをわかっていないかが、相互行為の中で何度も示される本集団の関係性の中に、組み込まれていくのである。

[HT、HNのヘーシ(離子)を聞いて]

HT 何でこんな風に声が出るのかな。僕昔、大きな声出しちゃいけないって医者に止められて、今はいいんですけど、恥ずかしいんですよ、大声出すの。AY おうっ！ おうっ！ って感じだよー。HT こうかな…。おうっ！ …まだですか…。

ちゃんと出るようになるのかなあ。

KY 私もさあ、最初は高い声なんて出なかつたけど、三線会行くようになつたらだんだん出るようになつたよ。前と比べたら。

AY こうやつて、とか教えられた？

KY ううん、HRNちゃんの真似しようとしてた

ら自然に。

AY ふーん…。だよねえ。

：

この会話に見られる三人の関係性を見てみよう。まず新人のHTは、パートリーダーのAY、より十全なメンバーのKYの二人に対して敬語表現を用いている。のみならず、HTは自分の無力さを強調し、KYは彼の「ちゃんと出るようになるのかなあ」という言葉に対し自分もかつてはそうだったことを語ることによって、自らのHTに対する優越性を示している。この一人の関係性は何気ない会話の中で再確認されると同時に、HTのヘーシは本集団において望ましいとされるレベルには至っていないことが再確認されるのである。また、AYとKYとの関係

性にも同様の指摘をすることができる。AYの「こうやって、とか教えられた?」という質問に始まるやりとりは、KYの「真似しようとしてたら自然に」という答えに対し、「ふーん…。だよねえ。」という肯定的評価によつて完結される。ここから、HTに向けられたKYの語りに対し評価を下せる立場にAYがいること、そして「真似しようと」することが、本集団において望ましいとされる技能修得の方法であることを読み取ることができる。

このような相互関係の中で、新人は自分が踊りに関して未熟であることを確認しつつ、誰がこの場でイニシアチブを取つていいのかをも把握していく。こうした人間関係の把握と同時に、自らが東京エイサー・シンカの踊り手のひとりとして無力な新人の立場から脱却するためには、周囲のメンバーのアドバイスを「理解した」ことを身体的動作として示すことが必要であることを知るのである。当然のことながらそれは、東京エイサー・シンカの価値や規範に沿つたステップを踏むことにほかならない。

新人は、ひととおりステップの練習が終わつた

後、またしても見よう見まねで踊りに参加することになる。新人のいるときには同一の演目を繰り返すという、メンバーの気遣いが見られることがあるが、曲のメロディすら知らない新人にとつてこれは、ついていくだけでも精一杯の作業となる。

このときには、新人へのアドバイスは、ほとんど見られない。ただ動作を追いかけることに必死になつてゐる新人に対し、メンバーはアドバイスのしようがないのである。一方、踊りについてのアドバイスがないことは、新人にとつて大きな抑圧となる。ステップの際に与えられたアドバイスが踊りになるとほとんど見られなくなるということは、彼(女)が踊りに関して無力であることを、一層自覚させる効果をもつ。

とはいへ、新人は単にこの状態の中に放置されているというわけではない。メンバーの間には、新人指導のためのメソッドがインフォーマルなかたちで伝承されている。ただし、これはあくまでもインフォーマルなものである。それは、このメソッドに説明的言語—踊りを分節化する言葉—が用いられて

いるからである。そのような語法は本集団の中では「望ましくない」という価値付けをされている。したがつてこれは、大っぴらに用いるべきものではない。

「バンド「K」のバックダンスをする公演の前、このバンドの歌う「サバクイ節」の拍数が、従来の本集団のそれと合わないことに際して。YS、KKは「デビュー」直後】

YS どうしますー？

AY ちょっとやつてみたんだけど…（歌いながら

踊り始める）

「KK、YS、KY、見よう見まねで踊り始める。」

KK エッ？ エッ？

KY はあはあ。…わかつたような、わからんよう
な…。

AY 曲や歌気にしないで、自分の知つてる踊り踊
ればいいんだよ。

YS あー…。
〔四人、再び踊る。〕

YS あ、わかつたー。「よいしい、よいしい」のと
ころで三回踏めばいいんだー。そうでしょ？

AY えっ？（ひとりですばやく踊つてみる）あー、
そういう風にもいえるよね。

このやり取りからは、踊りを分節化し、さらに手順として表現したことによって、YSがAYとのコミュニケーションに失敗していることが読み取れる。パートリーダーのAYとのディスコミュニケーションは、YSの踊りに対する言語的解釈が、望ましいものではないという印象を周囲にも、彼女自身にも与える。したがつて、このような言語を用いることは、踊りに対する解釈の稚拙さを露呈する危険性を孕むため、普段は回避されるのである。

だが、先述のとおり、新人指導用のメソッドは用意されている。それは主に、新人（複数でもよい）に対しメンバーが一人で向き合つた折りに見ることができる。そこには、他のメンバーによる監視の目はほとんどない。

KY 「どこまで踊れるようになつた？」

MK 「まだ全然…見よう見まねで何回か踊つただ

けなの。まだ何にも教わつてないの。

KK 「じゃあ仲順〔チヨンジュンナガリ〕（演目名、一曲目）からい

こうか。

〔KY、「ゆつくりと踊りを区切りながら」〕

KY チヤンチヤンチヤンチヤラランラン、
チユウーンンジユーウン、月を見る、月を見る、
月を見る、おろして。で、次は、エイサーエイ
サー、ツサーツサ、のところ、ここは、手のひ
らに玉か何かが乗つてる感じで、右手から左手
にころつと移す、今度は反対、ころつと移す、
大事に、今度は右手から左手、で、そのまま後
ろにすっと引いて、スリサーサーアースリで回
るの。これの繰り返し。

この表現方法もまた、踊りの文節化・言語的表現
という点で、あまり望ましいものではない。しかし
ながら、こうした表現が、踊りをこれから覚えよう
とする新人にとって、有効な手段となることは確か

である。漠然としていた動作のシーケンスが分節化され、独特的詩的言語によって一つひとつ意味を与えることにより、新人はそれを構造として「おおざっぱに」把握することが可能となるのである。

KY の表現中の比喩は、彼女のオリジナルではない。「月を見る」は、この形をつくった AY がメンバーにそれを初めて披露した際に用いた表現である。また、「玉を転がす」という比喩は、KY 自身が新人だった頃、ON から教わつたものであり、ON もまたかつて自分が誰かから教わつたものだとう。これら表現が部分的であれ伝承されているといふことは、それが決して「望ましい」ものではない一方で、有効性を認められているということである。「人前の踊り手としては不適切なこれらの表現も、新人の指導の際には充分な効果を發揮する。そのため、こうした表現は主にメンバーが新人に対しひとりで向き合つたとき、利用されるのである。

また、こうした詩的言語は、インフォーマルな指導メソッドとは別の機会に利用されることもある。

「見よう見まねで」踊つていてなお、その動作を把握できないときに、新人は「こここの動きがわからないんですけど」とメンバーに質問をする。質問を受けたメンバーは、その質問に答える義務を暗黙のうちに負っているのだが、このような場合、まず試みられるのは、その動作をゆっくりと繰り返すことである。

KOR こここの回るとこの、手の動きがよくわかんないんですけど。

AY …こう。「ゆっくりと、しばしば用いられる手の動作⁽⁴⁾を再現しながら」…受けて、返す。
KOR えつ、…ちょっと後ろまわつていいですか。

〔KOR、AYの後ろに立つ。〕

AY 「動作をゆっくりと繰り返しながら」こうして、こう。ここで、クつと受けて…。
KOR 「AYの動作を参照しながら」クつと受け、スつですね。

新人はしばしば、踊りの左右がわからないという理由から、メンバーの後ろにまわつて踊る。このとき、踊りの形は彼（女）にとって外在的なものであり、他者の身体のうちにあるものとして読み取られる⁽⁵⁾。彼（女）の目に映る映像の中の情報は、膨大なものであろう。彼（女）がその情報をもとに自らも踊ろうとするとき、その全てを再現することは不可能である。したがつて、彼（女）は目に入る情報をおおざっぱに、手順、あるいは形として捉えているものと思われる。

その一方、新人がメンバーの後ろで踊るということを、常に他者の動作を参照しつつも、それに自らを同化させるという意図の現われと解釈してみると、AYの言葉にある「受けて、返す」や「クつ」といった詩的言語が、ある動作に対応する共通のイメージの理解を促す要素をもつているともとれる。このとき、いつたい何を「受けて、返す」のか、という疑問は、新人の中にもメンバーの中にもない。だがこのような詩的表現は、理解可能なものとして受けとめられている。つまりこれらの表現は、明確

な対象を指示するのではなく、あるイメージ、ひいては感情を喚起するために用いられるのである

(「わざ言語」)。

こうしたイメージの喚起は、踊り手たちの間に共通の感情を提供しうる。つまり、「この動作のときには、おそらく他のメンバーも『受けて、返す』や『クツ』といった感情を抱いている」ということを、練習の場での数々の詩的言語が保証しうるのである。ただし、この保証は明確に意識されることなく、相互行為の中で徐々に新人が感覚として獲得していくものと考えたほうが適切であろう。

他者の身体に自らの身体を同調させるという作業は、観察可能な身体的動作のみならず、新人の精神的な側面にも影響を及ぼすといえる。「おそらくみんなは自分と似た感情を抱いているであろう」という保証のもと、他のメンバーと同じ（よう）に新人には見（える）動作をするということは、「エイサーは身体的動作だけではなく、精神性と深い関連をもつ」という、本集団にしばしば見られる支配的言説を、抵抗なく受け入れていくための素地となる。そ

してこれは、「デビュー」以降の課題と、密接に関連をもつことになる。

「見よう見まねで」ステップを踏むこと、踊ることを中心に、アドバイス、インフォーマルな指導メソッド、詩的言語などの資源を活用しつつ、新人は踊りの形を覚えていく。だが、細部の修正・改善は、この時点ではあまり見られない。それは、この段階において新人に要求される課題が「とにかくまず踊りを覚えること」だからである。

おわりに

以上の記述・分析から、東京エイサー・シンカの新人が、踊りの習得プロセスの中で、本集団に共有される意味や価値を内面化する契機を多様にもつていることが示せたと思う。新人はまず、本集団内部での自分のステータスを（おそらく無自覚的に）幾度となく確認する。そして、自分がエイサーを「知らない」こと、メンバーの中でも誰がより深くエイサーを「知っている」かを確認することによって、本集団で望ましいとされる意味や価値についての言

説を批判することなく受けとめる素地を、自ら生み出しているのだといえる。また、エイサーを「知っている」メンバーとのディスクミュニケーションの感覚は、単なる伝達の失敗ではなく、自分のエイサーに対する理解の浅さとして受け取られ、同じような素地を生み出す。このような新人に向けられる詩的言語は、新人の「キモチ」と「身体」とを関連付け、内面化の契機を与える（ハビトゥス形成）。さらにこれは、他のメンバーと彼（女）との「キモチ」と「身体」の同調あるいは同質性への確信をもたらすと思われる。

ただし本稿は、主に社会・文化的側面からの記述にとどまっている。M・モースの主張するように、身体技法はそれだけで語り尽くせるものではなく、より学際的なアプローチ⁽⁵⁾を必要とするものだろう。人類学・社会学における現在の身体論は、表象、あるいは社会構造論にウエイトを強く置く傾向があるが、私はより広い視野からの吟味が必要であると考えている。

註

(1) 教育学者生田久美子は、M・モースのハビトゥス（ハビトゥス）概念を援用しつつ、「形」と「型」との違いに言及しているが、本稿でもこの彼女の区分を導入したい。生田によれば「形」とは「外面に現れた可視的な形態であり、各「わざ」の世界に固有の技術、あるいは固有の技能を意味している」（生田一九八七、二三三頁）。

一方「型」は、模倣によって形がハビトゥス化した結果習得された状態を指すが、それは「模倣する対象への価値的な主体的コミットメント、あるいはそれを『善いもの』として同意する」（生田一九八七、二八頁）を伴うという。
(2) レイヴ＆ウェンガーは、技能の習得を社会的な側面からとらえる鍵となる「正統的周辺参加」legitimate peripheral participationという概念を提示している。これは学習を、状況に埋め込まれ

た situated ものと見なし、個人が特定の実践共同体 community of practice の一部に加わっていくプロセス（レイヴ＆ウェンガー一九九三、二頁）として記述・分析するという視点である。本稿の東京エイサー・シンカも、実践共同体の一つとして位置づけることが可能だろう。

(3) 生田久美子による、音楽学者ハワード Howard, Vernon の技術的（実践的）用語

technical(practical)jargon の翻案（生田一九八七、

一九六一九七頁、福島一九九五、二五頁）。教授・

学習の場において、「教師の身体のなかの感覚をありのままに表現することによって、学習者の身体のなかにそれと同じ効果を生じさせる効果」（生田一九八七、九七頁）をもたらす独特的の比喩表現。

(4) この動作が時折「しねり」という名で呼ばれていることにも注目したい。本集団では動作様式（形）に名前がつけられることは滅多にない。だが、この両手のひらを前に突き出し、目の高さまで持ち上げ、手首を中心に手を返して手の甲

を上に向け、そのままおろすという動作は、「手踊り」を特徴づける重要なものであり、他の演目でもしばしば採用・アレンジされている。

(5) 練習には、鏡は用いられない。 (6) 具体的には、身体運動学（動作学）や認知科学などがあげられる。

引用および参考文献

ブルデュー、P 「実践感覚特」（今村仁司・港道隆

訳、みすず書房、一九八八〔一九八〇〕年）。

福島真人 「序文—身体を社会的に構築する」（身体の構築学—社会的学習過程としての身体技法 福島真人編、ひとつじ書房、一九九五年、一

頁）。

生田久美子 「わざ」から知る（東京大学出版会、

一九八七年）。

小林香代 「東京エイサー・シンカにおけるエイサーの『経験』『演技の民俗誌』への試みとして」
〔民俗芸能研究〕第二四号、一九九七年、二七

頁）。

レイヴ、J.&ウェンガー、E. 「状況に埋め込まれた
学習——正統的周辺参加」（佐伯胖訳、産業図書、
一九九三〔一九九二〕年）。

モース、M. 『社会学と人類学Ⅱ』（有地亨・山口俊
夫訳、弘文堂、一九七六〔一九六八〕年）
沖縄大百科事典刊行事務局編 『沖縄大百科事典 上』
（沖縄タイムス社、一九八三年）。

（こばやし かよ 日本学術振興会）

ホワイトヘッドの思想についての若干の考察

中村 友

はじめに

ホワイトヘッドの初期自然哲学においては、物質は四次元時空を修飾する形容態とされ、さらにこの時空も又、「出来事」の相互関係の網の中に解体される、と説明がなされていた。「相対性原理」の中で言われているのは、存在(being)の本性がその存在のすべての生成(becoming)にとって潜勢的なものである、ということが属している、という「相対性の原理」である。つまりここでは、時間的な生成の方が非時間的な存在の現実態に相当するという主張がなされている、と言えるだろう。ここで出来事の生成

とそれらの相互関係に還元されているのは、様々な物理対象と四次元時空連続体の「存在」である。たとえば、大理石の塊の存続は、自然の内容のあらゆる特徴で色づけられた自然の生成性の部分としての出来事である。したがって、自然とは、体系的構造を形成するよう、相互に意味づけあう出来事の生成性であつて、出来事の体系的構造の性格を表現する手段が、時空であるとされる。(藤川訳『相対性原理』二三一、三七頁参照)

ここでは、出来事とか出来事粒子という名で呼ばれていたものが、後の哲学においては現実的実質の集合とも言うべき結合体と個々の現実的実質に当たると考えて、後期の哲学を中心に、D・シャーバー

ンラの説を参考にして論を進めるにしたい。

1 存在と生成

生成が存在の現実態であるとする理解だけでは、彼の後期の哲学を十分に捉えることはできない。後期においてはむしろ、「過程と実在」という彼の代表作の題名そのままが問題の鍵を握る。つまり、過程即実在、さらに言えば、現実態即潜勢態という考え方を、後期の彼は採っている。現実的実質は "actual entity" と原語で言われるよう、むしろ「存在」に相当し、永遠的対象 "eternal object" はむしろ「生成」に当たると言えるかもしれないが、より簡単にいえば、現実的実質の中身が永遠的対象である、と言えるだろう。もつと正確に言えば、ピュアな潜勢態こそが永遠的対象（いつでもどこでも誰にでも入り込める実在であり、神にはこれがあるとされる）であり、リアルな潜勢態の方は存在 "being" の過去の現実的実質 "actual entity" であるといふことになる。ここで「過去」と言つても、零コンマ何秒という時間

が考えられている。過程即実在と先に述べたが、ホワイトヘッドの場合、実在がちょっと前から過程の中に生じていていることを指している。

2 現実的実質

ホワイトヘッドは世界の構成素として「現実的実質」という単位を設定する。思弁的な原子的実在によつて宇宙全体を記述しようとする彼の有機体論では、それぞれの現実的実質もまた、ミクロな有機体として記述される。それゆえ、現実的実質は必ず関係を持つ原子となる。これは生物、人間、神、物体のすべてを説明する。現在宇宙において生起しつつある現実的実質は、まず過去に生じた現実的実質を取り込み、それを自己生成の基盤とする。取り込んだもののうちあるものは自己のものとして保持し、他のあるものについては放棄して、宇宙の諸現実的実質との関係を確定する。こうして個々の現実的実質は先行する現実的実質を自己の内に取り入れ、後

続する現実的実質の内に取り入れられていく。宇宙は、ミクロな有機的過程が他のミクロな有機的過程と関係し合つて生成と消滅を繰り返すマクロな有機的過程である。ある現実的実質は他の現実的実質と関係を持つ。この意味でも個々の現実的実質は有機体である。つまり、有機的過程や出来事が、実在の具体的単位である。これは複合的で相互に依存する、生氣のある、瞬間的な「経験の滴り」であるとされる。この集合体が社会、結合体と呼ばれる。これは我々が通常目にするもの、すなわち、木、家、人、といったものを指す。

D・シャーバーン氏の解説から、以下引用して述べる。

「世界を構成する究極的実在物を経験の滴りであると考えることは、生氣のない自然に意識が行き渡つているということを意味しない。人間の脳のよう

うに極度に複雑な社会の成員である場合にのみ、現実的実質は意識を生み出す程精巧であり得る。ホワイトヘッドは次のように洞察した。すなわち、進化の学説を眞面目に取り、有機物の溶けた太古の湿地

から、感覚を持ち目的を持つて行動する生物が徐々に現れたとしよう。その場合、動物や人間の出現を理解できるような形でその湿地を考察しなければならない、というのである。したがつて彼は中性一元論を擁護する。すなわちそれら現実的実質は、物質的素材の断片でもなければ、ライプニッツ的な魂でもない。むしろそれら現実的実質は、他の現実的実質と結合され時間的に関連づけられた物質の撲り糸を形成したり、あるいは、脳のような複雑な社会に含まれる複雑に入り組んだ他の精巧な現実的実質と結び付けられ、継承されていく道筋を形成する、そういういった過程の単位なのである。そしてこれら現実的実質は、こういった撲り糸や道筋が持続する人格の意識的な魂と同じものとされる。

それゆえ現実的実質は、過程の単位であり、「過程と実在」という題名が示そうとするのは、過程のこれらミクロコスモス的な単位が、ホワイトヘッドにとって究極的な実在物である、ということである。

「現実的実質より遡り、よりリアルなものを何も見出せない」（山本訳三〇頁）。他方、現実的実質の集

まりを誤つて究極的実在物と考えると、具体性置き違ひの誤りを犯すことになる。デカルトは心と物を二つの異なる種類の実在であるとしたため、この誤謬を犯してしまった。

現実的実質は「合生の個別的な事例による統一体に他ならない」（山本訳三六九頁）。合生とは、滅びて行く過去の残りが一緒になつて、活発で直接的な新しい現在の統一体へと成長していくことである。

現実的実質は持続するが、瞬間である。それは生成の瞬間であつて、滅びて行く過去の諸々の要素から自己創造する活動的過程なのである。そうして、その現実的実質もまた滅び、客体的に不滅なものとして諸々の現実的実質の後続する世代のための死せる与件となる。現実的実質の合生は、過去の所与が押し付けられて受動的に受容する瞬間から始まる。そしてそれは一連の創造的な補完的相を通してその生成を完成する。この補完的相は与えられた与件を調整し、統合し、おそらくは修正があるのである。單純な現実的実質においては、所与の単なる反復がある。それら現実的実質は「受容し、使わずに保存し、

増減なしに蓄えておくための媒体である」（山本訳三〇八頁）。精巧な現実的実質は、それらが社会に含まれている結果として、複雑な継承を享受する。そしてこの複雑な継承ゆえに、統合と統一を達成する手段としての補完的相において、独自のものが生じる。（D・シャーバーン、「過程と実在」への鍵」訳、二六五・二六六頁参照）

3 現実的実質のモナド性

このように、ホワイトヘッドによれば、現実的実質は最もリアルなモナドであるとされる。これらは互いに異なる。モナドの「窓」がどのような窓かといった問題は、ライブニッツの場合と同様、難しい問題であるとされているから、ここでは詳しく述べないが、後で触れるよう、「自己超越体（superject）」の問題と関わってくる。ノボーのようにこれを“superjection”とすれば、現実的実質としてのモナドの主体性が弱まる代わりに、「連帶性」「結合性」「社会」といった概念を説明しやすくなる。モ

ナドが飛び越えを行なうからである。

「神もまた一つの現実的実質である。そして遙か彼方の空虚な空間における最も些末（さまつ）な一吹きの存在もまた、一つの現実的実質である。重要さには段階があり、機能に様々あつても、現実態が例示する原理において、すべては同一レベルにある。究極的事実は一様にみな、現実的実質である。そしてこれらの現実的実質は、複合的かつ相互依存的な経験の零である。」（『過程と実在』訳三〇頁）

4 ホワイトヘッドの時間論

このように、先行する現実的実質が後続する現実的実質に身をあずけるといった姿は、「客体化」と呼ばれている。現実的実質の生成（becoming）が、ホワイトヘッドの場合のようにプロセスの「幅のある同時性」において起こる場合、生成は現在であり、同時性は現在である。これに対して "being" は生成し

「現在」は、十分の一秒前からの十分の一秒間を指すが、二分の一秒前から十分の一秒前までは、過ぎ去つたばかりの直接的過去として、「過去と現在の間」とか、「過去が現在の中で客観的に存在する」、「現在が過去を取り込む（aprehend）」、「過去が transform される」といった表現になる。もっと時間の幅が長くなれば、抽象的想像を扱うことになるので、このような短い単位のアクチュアル・エンティティーを彼は考へている。彼の時間論においては、「幅のある同時性としての近過去・現在・近未来」といった構図が考えられるが、これは、未来についても遠い未来までは見通せないとする彼の有機体論から来ている。したがつて、過去の諸契機が未來の諸契機に内在することになつて、現在に対する未來の関係はこのような形になる。

5 自己超越的主体

すでに述べたように、生成しおわった現実的実質はビーイングとして過去であるが、この時現実的実

質は「満足」して、「消滅」して、次の現実的実質のためにいわば自分の足下に自分の一部を置いて死ぬ。こうした事態を含む概念として、ホワイトヘッドは「自己超越的主体(subject-supject)」ということを言う。すなわち、現実的実質は、自らの生成の直接性を統括しているところの、経験しつつある主体、であると同時に、その経験の自己超越体、すな

わち客体的不滅性という機能を行使する原子的被造物もある。これが「自己超越的主体」であって、そこのどちらの半分も忘れてはならない、と彼は言っている。

6 カテゴリ一論

以下、「過程と実在」の中で述べられているカテゴリーについて簡単に述べる。

(1) 究極的なものの範疇は、「一」、「多」、「創造性」がある。

「一」はある現実的実質の单一性を表すが、これは

「多」という「離接的多様性」と互いに前提し合っている。

「創造性」によって、離接的な仕方で宇宙である多が、接合的な仕方で宇宙である一つの現実的契機となる。すなわち、多が複合的統一性に入していくことが、事物の本性の内にある。

「創造性」とは新しさの原理である。現実的契機は、それが統合する「多」の内にあるどんな実質とも区別された新しい実質である。こうして創造性は、離接的な仕方で宇宙である他の内容に、新しさを導入する。

(2) 存在の八つの範疇がある。「1」現実的実質(または現実的契機)、あるいは究極的実在性ないし真なる諸事物(res verae)。「2」抱握、ないし関係性の具体的的事実。「3」結合体、ないし公的事態。「4」主体的形式、ないし私的事態。「5」永遠的客体、ないし事実を特殊的に決定するための、純粹な潜勢態、ないし限定性の形式。「6」命題、ないし潜勢的

に決定されている事態、ないし事態を特殊的に決定するための不純な潜勢態、ないし理論。「7」諸多性、ないし多様な実質の純粹な離接性。「8」コントラスト、ないし諸実質を一つの抱握において総合する様々の仕方、ないしパターン化された諸実質。

これら八つの範疇の内、現実的実質と永遠的客体が、ある極端な究極性をもつて際立つてゐる。

このほか、説明の二十七の範疇と九つの範疇的拘束があつて、ホワイトヘッドの思想がより詳しく述べられているが、ここでは省略する。

(なかむら ゆう 早稲田大学)

実質的正義の追求といわゆる遡及効の禁止について

——〈ラートブルフの公式〉をめぐつて——

金澤 秀嗣

0 問題提起

ある法律が正義(Gerechtigkeit)に耐え難いほど矛盾しそれゆえ「不正な法」(un-richtiges Recht)と看做されるならば、当該法規は法としての性質を欠き、その効力が否定される場合もありうる、という見解がある。旧東獨国境警備兵がベルリンの壁を越境して国外逃亡を図った者を狙撃・殺傷した事件(所謂「壁の射手」事件)に関して、連邦普通裁は一九九二年一月三日、有罪判決を受けた被告人の上告を棄却した。このとき援用されたのが、上述した「とき法理解を本旨とする〈ラートブルフの公式〉(die Radbruchsche Formel)にほかならない。けれども他方でこの〈公式〉をめぐつては、一九九二年九月十日

ベルリン・ラント裁判所合議部でその適用可能性がなお問題とされ、また同年十月二十四日連邦憲法裁においてもその内容を厳密に規定する必要が説かれており⁽¹⁾。そこで本稿では〈公式〉をめぐる論点を摘示しながら、判例や学説を念頭に置きつつラートブルフの著作を分析して〈公式〉の存立根拠を明らかにし、もってその適用範囲を確定することで、実質的正義と法的安定性との兼ね合いについて考察してみたい。

- 1 「法律の形をとつた不法」とは何か——法の目的としての「人権」——
- そもそも、ある法律が法であるか不法であるかを

判断するマルクマールはどこに求められるのであるか。【法律の形をとった不法と法律を超える法】（一九四六年）においてはラートブルフ自身、正義の観念に耐え難いほど背反する法律を端的に「不正な法」と断じる。一方で、「法律の形をとった不法（gesetzliches Unrecht）」の事案と、不正な内容を有しているにもかかわらずそれでも効力を持つ法律（die trotz unrichtigen Inhalts dennoch geltende Gesetze）との間に、明確な線を引くのは不可能である⁽²⁾、と述べている。これは見方によつては、「法律の形をとった不法」の定義を曖昧なままその都度の情況に委ねている、と考えられなくもない。E・ヴォルフやF・V・ピッペルなどは、まさしくそうした点を衝いて「公式」の有効性を疑問視している。彼らによれば、「実際に役に立つ規準はまだ獲得されていない」（公式）によって、正義の実現をはじめから目的としている法律が、正義を樹立すべき規範体系という法の本旨に照らして、法の範疇から取り除かれていることが分かる。とりわけ注目しなければならないのは、なおかつそうした正義の中心概念が「平等」に存する、と主張されている点であろう。同様の記述は、までに至るのである⁽³⁾。

問題は、耐え難いほど正義に矛盾する「不正な法」のうち、さらにどの様な法規が効力を否定されるべき「法律の形をとった不法」と看做されるのか、ということに帰着すると言つてよいであろう。言い換えれば、「不正な法」と「法律の形をとった不法」とを区別する最低限の規準が必要とされるのである。この点を考察するにあたつては、前の言明のすぐ後にある次の様な記述を参考しなければなるまい。「しかし、もうひとつの限界づけは極めて厳密に行われうる。正義が求められないところ、正義の中核をなす平等（Gleichheit）が、実定法が制定される際に意識的に拒絶されたところでは、法律は『不正な法』であるだけでなく、むしろそもそも法的性質（Rechtsnatur）をなくすのである」⁽⁴⁾。

（）で、正義の実現をはじめから目的としている法律が、正義を樹立すべき規範体系という法の本旨に照らして、法の範疇から取り除かれていることが分かる。とりわけ注目しなければならないのは、なおかつそうした正義の中心概念が「平等」に存する、と主張されている点であろう。同様の記述は、

『法哲学入門』（一九四七年）第2章第7節においても見い出される⁽⁵⁾。この場合の平等とは、「五分間の法哲学」（一九四五）中の記述に鑑みれば、「人の如何にかかわらずに裁くこと、全てを同一の尺度によつて測ること」を意味していると見てよい⁽⁶⁾。従つて取り敢えずは、こうした法の下の平等といふ原則に背反する法律を、「法律の形をとつた不法」と定義することができるかも知れない。

ヴォルフやヒッペルの批判にうかがわれる⁽⁷⁾とく、確かにラートブルフは、ただ消極的に「何が法でないか」についてのみ言及しているだけで、「何が法であるか」に関しては積極的に詳細な規定を施してはない様にも思われる。しかしながらこうした理解に対してA・カウフマンは、自然法にまつわるラートブルフの叙述を〈消極哲学 (philosophia negativa)〉あるいは批判的合理主義の立場に依拠して把握しようと試みている⁽⁸⁾。カウフマンの見るところ、科学というものは何がしかの立言を積極的に根拠づけることはできず、単に定立されたテーゼに反証しうるだけのものでしかありえない。けれどもある立言に

対する反証が提起されえない限り、長い眼で見れば、それが真理であるとの徵表が生じるとされるのである。もちろん〈公式〉もこうした見地をもとに解釈される⁽⁹⁾ことになる⁽⁸⁾。

まず〈ラートブルフの公式〉は、「不正な法」の耐え難さの程度に関する定式 (Unerträglichkeitsformel) と、法的性質を欠く法律の否定に関する定式 (Verleugnungsformel) とに分類される。ところが後者については、カウフマンは取り立てて論じようとしない。なぜなら、後者の内実を明示するためには〈立法者意思〉を確定しなければならないが、それは現実には不可能であり、また極端に犯罪的な法律の効力を否定するには前者の要素で十分足りりと思量されるからである。他方、前者はさらに二つの側面に区分される。そのひとつとして、法として不適当であるかどうかを検証すること (Falsifizierung) を通じて妥当性の疑わしい法律を「法ではない」と確定する、消極的作用が挙げられる。もうひとつは、法として相応しい法律を具体的に検証すること (Verifizierung) によって「法律を超える法」を規定

する、積極的作用である。もつともこの積極的作用の方は、いづれにせよアポリアに至ってしまう。というのも、シュタムラーに代表される〈内容可変の自然法 (Naturrecht mit wechselndem Inhalt)〉概念を

継承するラートブルフにとって、「法律を超える法」の内容は本来「時代や場所に応じて変化しうる」⁽⁹⁾ものであり、ヒッペルなどの要求に応じて予め特定の法内容を唯一の正法 (richtiges Recht) として用意したりすることはできなかったのである。

ただ、だからといって不法を否定する道が閉ざされてしまう訳ではない。むしろそれは消極的作用を通じて果たされると考えるべきであろう。言い換えれば、「法律を超える法」を一義的に定義したうえでそれに対置されうる内容を持つ法律を「法律の形をとった不法」と断定するのではなく、逆に妥当性が疑わしい「不正な法」の中から、決して法たりえないことが明白な法律を「法律の形をとった不法」として選別するという方法が採られるのである。もちろんそうした消極的な検証の場合でも、少なくとも法の実質的な目的が、あるいはいわゆる〈最小限の

自然法〉が、選別の際のメルクマールとして示されていなければなるまい。

ラートブルフにあっては、〈最小限の自然法〉たる法の目的は正義即ち平等原則に存する、ということは既に見た通りである。のみならずこの平等原則の尊重は、【五分間の法哲学】並びに【法哲学入門】では、ヨリ包括的かつヨリ明確に、へ人権 (Menschenrechte) という表現を用いて訴えられている。それによると、「人々に対しても人権を恣意的に与えたり拒否したりする」⁽¹⁰⁾ 法律は効力を持たず、我々はそれを遵守する義務を負わない。なぜなら、「人権の完全な否定は・・・絶対的に不正な法である」からである⁽¹¹⁾ 従つて「法律の形をとった不法」とは、とどのつまり、人権に矛盾する法規範一般を指すと考えてよいであろう。

ここまで分析から次の点が明らかになる。即ちまず、妥当性の疑わしい法律には、「不正な法」と「法律の形をとった不法」とが存在する。ただし「公式」の主旨に従えば、「不正な法」はそれ 자체では、「不正な内容を有しているにもかかわらずそれでも

効力を持つ」のである。その「不正な内容」が人権を著しく損なうほどに耐え難いものとなつたときに、なつてはじめて、こうした内容を具備した法律は「法律の形をとった不法」として廃棄される。こうした〈ラートブルフの公式〉は基礎的な法理論として、また法哲学的な概念枠組としては、なお一定の有効性を保つていると言えよう。

2 「法律の形をとった不法」はいかにして否定されうるか——実質的正義と法的安定性の対立

とはいへ〈公式〉はなおもうひとつ問題を抱えている。それは、行為時に妥当していた法律（違法性阻却事由を含む）を遡及的に否定し、事後に改めて行為者を処罰することは果たして許されるのか、という点である。なるほど旧東獨国境警備兵を断罪した連邦普通裁の判決は、一見すると自然法思想がうたう実質的正義の貫徹を具現化している様にも思われる。けれどもその際、罪刑法定主義（事後法の禁止・刑法の不溯及）という別の自然法的要請が抑

制されている事実を見逃してはならないであろう。戦後も基本的には法実証主義に一定の理解を示したラートブルフが、法的安定性に対する正義の優越を無制限に認めたとは考えにくい。というのも彼は、「不正な法」である場合を除くという限定を付しながらも、「正義と法的安定性との間の衝突は、制規と権力に裏打ちされた実定法が、内容的には不当で非合目的的 (*inhaltlich ungerecht und unzweckmäßig*) であつても、優位を与えられる、といふ」とで解決されるであろう⁽¹²⁾ と見ていくし、あまつぶいえ、「通常は、また将来においても、法実証主義、即ち内容の評価を顧みることなく法律を承認することが、最終的な決定権を持たなければならぬであろう」⁽¹³⁾とも述べている。

「壁の射手」事件に関する実務上の法解釈も、〈公式〉の適用をめぐって様々に別れている。東獨国境法には、「銃器の使用は非常措置であり、それが許可されるのは、他の代替手段によつては効果が期待できない場合に限られる。その際には可能な限り人命が尊重されなければならない」(GG.§27.Abs.1)、と

規定されていた。この文言自体は比較的穏当な法規

定の部類に属すると言えよう。しかしこの規定は、続く次の補助規定によつて現実にはほとんど空文化していた、と言つても過言ではない。「目前に迫つた直接的もしくは現在既に遂行されている行為であり、当該状況から重罪と看做しうる犯罪行為を阻止する目的の場合、また重罪を行つていると疑われる者を逮捕する目的の場合は、銃器の使用が正当化される」(GG §27 Abs.2)。⁽¹⁴⁾こゝへした東獨国境法の規定を考量するにあたつて、法律論は主に以下の3つの解釈に分かれている。

まず第一に、罪刑法定主義の原則をあくまで遵守しようとする立場が挙げられる。この立場をとる論者は、過去に妥当していた法規に違反しない行為・違法性を阻却させていた行為は、不可罰とせざるをえない、と主張する。⁽¹⁵⁾従つて国境法は「不正な法」ではあっても効力を有していたと判断され、ただその国境法の規定に鑑みても違法性の程度がはなはだしい行為のみが可罰される」とになる。無論この場合には、実質的正義は基本的には法的安定性に

席を譲らざるをえない。

第二の見解は、現在から遡つて、過去妥当してい法規の効力を否定しようとするものである。この考え方は、実質的正義の実現を説く素朴な伝統的自然法論の観点からすれば、最もわかりやすい。しかしこの様な解釈は明らかに罪刑法定主義原則に抵触し、法的安定性を著しく損う。それは悪くすれば、〈勝者の正義〉の押し付けを是認することにもつながりかねない。実際にはこの見解を採る論者はほどんど見られない様である。

第三の解釈によれば、当該法規は、行為時において既に法として無効であつたと看做される。一九九二年のベルリン・ラント裁判所の判決、また連邦普通裁のいわゆる第一訴訟判決はこうした理解に基づき、たとえ許可を得ていない越境者に対してであれ死の危険を招きかねない銃撃を加えることは許されないとして、国境法第27条を「法律の形をとつた不法」と看做しその効力を否定した。つまり国境法第27条は、「正義の基本的要請並びに人権に明らかに耐え難いほど背反するため、そのいかなる効力

も認められない」とされたのである。さらに第二訴

訟でも、「少なくとも、指摘された国境法の規定を、比例性の原則を顧慮し生命保護の優位性に配慮して、『殺人の故意またはその条件付き故意に基づいて国境侵犯者を狙撃することは極端でありそれゆえ許されない』、と解釈することはできたであろう」⁽¹⁵⁾との判決が下されることになった。旧東獨国境警備兵はこの判決によって、第27条第2項に示された違法性阻却事由を根拠としてその行為の不可罰性を訴えることができなくなったのである。

思うに、東獨国境法の規定が〈公式〉でいうところの「不正な法」にすぎないのであれば、いかに悲惨な結果がもたらされたとはいっても、その効力自体は認めざるをえない。従つてこの場合は第一の解釈が適当となる。けれどももしそれが「法律の形をとつた不法」であるとすれば、第三の解釈に依拠して国境法の効力を否定し、国境警備兵を処罰しなければならない。〈公式〉の主旨から判断しても、この場合には法的安定性の方が正義に席を譲らなければならぬことについては、もはや議論の余地はないであ

ろう。

3 〈公式〉の意図——ラートブルフの民主的法治国家思想——

では東獨の国境法は、果たして「法律の形をとった不法」に含められるのであろうか。この問題に対しても一定の回答を得るために、ラートブルフの社会哲学を吟味する必要があるが、とりわけそこでは民主主義を擁護する彼の一貫した姿勢をうかがい知ることができるのである。

第1節で分析した様に、ラートブルフは法の目的を正義に、即ち人権の保障に見て取っていた。そしてこの人権を制度的に保障すべきものが、民主主義的法治国家にはかならない。特筆すべきは、彼にあつては民主主義が、独裁制や貴族制など他の国家形態と並ぶひとつの政体（民主制）にとどまらず、社会主義体制を含む他の政体を基礎づける根本的・究極的な政治的態度と理解されている点であろう。これは「社会主義の文化理論」（一九二二年）以来一贯して示された考え方と言える。さらに第3版のあとがき（一九四九年）では、「我々は法治国家を願

う。人格の自由を欲し、たとえそれがプロレタリアートの独裁と名づけられようと、独裁を欲しない。我々は学問の自由を欲し、ドグマの強制を欲しない。それがいわゆる科学的社会主义の強制であるとしても」と強く訴えられ、また「民主主義は一個の世界観ではなくむしろひとつの手続であり、それは社会における世界観的対立の調停として価値があるものである」とも定義されるに至っている⁽¹⁷⁾。

〈公式〉の意味と適用可能性は、やはり、こうした彼の民主主義的法治国家思想に即して考量されなければならない。法治国家は権力分立の原理に立脚し、基本的人権を保護する義務を負う。「法律を超える法」とは、突き詰めて言うならば、こうした民主主義的法治国家が法規範の設定にあたって不斷に追求してゆくべき理念型なのである。

それゆえまたここから逆に、ナチスによるニュルンベルク人種法律の様に、明らかに人権を無視した法規は、「法律の形をとった不法」と断じることができよう。全てを指導者の意思に一元化したナチス国家においては、民主主義はブルジョア思想として克

服が目指された。のみならず個人主義的な色彩の濃い人権思想に代えて、民族同胞（Volksgenossen）としての権利が、キール学派などによって提唱されたのは周知の通りである。付言すれば、当時の法規は実際にはほとんど命令もしくは政令であった。そこでは罪刑法定主義の原則はほとんど、あるいはただ恣意的にしか適用されることがなかつたのである。
こうしたナチス不法国家と東獨とを、安易に等置することには慎重を期すべきであろう。東獨の政治体制においては、なるほど民主集中制に基づく人民民主主義という形式が採られてはいたが、民主主義という理念が意識的かつ完全に放棄されるまでには至らなかつた。また人権に関しては、その法制面においては非民主的な要素が多大に認められるけれども、少なくとも表面的にはむしろその実質的保障がうたわれていたのである。いづれにせよ、「ユダヤ人であるがゆえに殺されることと、違法な越境のゆえに殺されることとの間には、道義的・質的に明白な違いがある」⁽¹⁸⁾という点だけは、指摘されねばならない。

4 結論

以上の考察から、公式の射程及びその適用範囲をもとに次の様に結論づけることができよう。まず法治国家においては、「法律を超える法」という理念型をもとに実定法あるいは違法性阻却事由を否定することは、基本的に認められるべきではない。むしろ法的安定性の維持が図られるべきであり、法律に対する不満は市民による法形成への参加や市民的不服従といった方法を通じて解決されるのが望ましい。

他方、不法国家の法規範に対するは、実質的正義を重視する観点から、それを「法律の形をとった不法」と看做して効力を否定するべきである。人権を耐え難いほど侵害する、絶対的な専制による不法国家の法律は、価値相対主義を旨とするラートブルフの民主主義觀にとつて到底受け容れられるものではない。「相対主義は、普遍的な寛容ではあるけれども、しかし不寛容に対しても寛容ではない」⁽¹⁹⁾のである。但しそれはあくまで法の効力・違法性阻却

事由の否定であるから、かつて妥当していた法律に則つて行為した者を厳罰に処するのは適当とは言えない。なるほど前節に挙げた第三の解釈を採用すれば、罪刑法定主義原則との抵触は回避される様に見えよう。けれども、当該法規がかつて妥当していたという事実まで否定することはできない。法規の妥当性を疑いえない情況でなされた、それゆえ期待可能性のほとんど認められない行為を厳罰に処することは、行為者にとつて明らかに不利益な結果が生じてしまう。

ましてや「不正な法」の場合には、ヨリ寛大な処置が望まれよう。私見では、東獨国境法は確かに「不正な法」にあたる要素を含むけれども、「法律の形をとった不法」にはあたらず、ゆえに原則としてその効力は認められるべきである。また国境法の規定は、銃器の使用にある程度制限を加えていたという点で、実際のところ西側諸国における同様の法条と基本的に変わることころはない⁽²⁰⁾。ただし、「不正な法」の立法過程に携わった者に關しては、不法国家の政策過程に関与した者の事例に準じて、民主主

義・人権を損なつた罪科という観点から可罰性の余地が認められるかもしれない。というのも東独政府は、国際人権B規約を批准しておきながら、その理念を国内法に反映することを怠つていたと考えられるからである。

〈資料〉

①ラートブルフの公式

「正義と法的安定性との間の衝突は、実定法が、内容的には不正で非合目的的であつても、優位を与えられるということ」で解決されるであろう。もつとも、正義に対する実定法の矛盾があまりに耐えられないほどになつたために、その法律が『不正な法』として正義に屈してしまつ場合には別である」(*Gesetzliches Unrecht und Übergesetzliches Recht*, S.108)。

②「壁の射手」の一事例・事実の概要と判決

一九八四年一月三〇日から二月一日にかけての深夜、東独出身のSがパンコウ区からヴェデイング区の方向へ、携帯してきた梯子を用いてベルリン

の壁を越境しようとした。彼は見張りをしていた二人の国境警備兵に発見された。Sが梯子を昇つていつた際、両兵士は連續射撃用にセットされている銃から大量射撃を行い（一人は5秒間に25発、もう一人は27発）、Sは背中と膝に銃弾を浴びた。以上は一二月一日3時15分に起こつた事実の経過であるが、その後Sは同日5時半に人民警察病院に収容され、6時20分に死亡。医師による迅速かつ適当な処置が施されていたならば、彼の命は救われていたと思われる。一人の国境警備兵は当局から表彰された（もつとも後になつて、弾丸を大量に使用した点で非難が寄せられたのではあるが）。ラント裁判所は両被告人に1年と6月ないし9月の有罪判決を言い渡した（執行猶予付き、上告棄却）。

③東独国境法の規定

「銃器の使用は非常措置であり、それが許可されるのは、他の代替手段によつて効果が期待できない場合に限られる。その際には可能な限り人命が尊重されなければならない」(GG.§27.Abs.1)。

「目前に迫つた直接的もしくは現在既に遂行され

てゐる行為であり、当該状況から重要と看做しある犯罪行為を阻止する目的の場合、また重罪を行つてふるに疑われる者を逮捕する目的の場合は、銃器の使用が正当化されね」(GG.§27.Abs.2)。

(5) *D e r s . , V o r s c h u l e d e r Rechtsphilosophie*(1947),3.Aufl., besorgt von A.Kaufmann, Göttingen,1965,S..

(6) 「ぬ」政治的反対者の暗殺が称揚され、人種を異にする者の殺害が命やられ、その反面自「」と同じ信念を有する同志に対する同種の行為が極めて残酷かつ破廉恥な刑罰によって復讐される場合には、それは[正義でも法でもな]のである」⁶。

(1) BVerG,Vgl., *Juristenzeitung*,1997,S.142
(2) Gustav Radbruch, *Gesetzliches Unrecht und Übergesetzliches Recht*, in *Süddeutsche Juristenzeitung* I, 1946,S.107.

(3) Vgl.Erik Wolf,*Gustav Radbruchs Leben und Werk*,

in; Gustav Radbruch, *Rechts philosophie*, Stuttgart, 1973, S.71.

Fritz von Hippel, *Gustav Radbruch als rechtsphilosophischer Denker*,Heidelberg/Tübingen, 1951, S.39.

(4) Gustav Radbruch, ebenda.S.auch ders., *Fünf Minuten Rechtsphilosophie*, 1945, in *Gesamtausgabe* Bd.3, Heidelberg,1990,S.79.
(7) Arthur Kaufmann, *Gustav Radbruch,Rechtsdenker,Philosoph,Sozialdemokrat*, München/Zürich, 1987, S.155.

(8) Ders., *Die Radbruchsche Formel vom gesetzlichen Unrecht und vom@bergesetzlichen Recht in der Diskussion um das im Namen der DDR begangene Unrecht*, in *Neue Juristische Wochenschrift*, 1995,2, S.82.

Gesamtausgabe Bd.3, Heidelberg,1990,S.79.

- Rechtswissenschaft*, in ders., *Eine Feuerbach-Gedenkrede sowie drei Aufsätze aus dem wissenschaftlichen Nachlaß*, 1952(postum), S.33.
- (10) Ders., *Fünf Minuten Rechtsphilosophie*(1945), in Gesamtausgabe Bd.3, Heidelberg, 1990, S.79.
- (11) Ders., *Vorschule der Rechtsphilosophie*(1947), 3. Aufl., besorgt von A. Kaufmann, Göttingen, 1965, S.29., Gesamtausgabe Bd.3, Heidelberg, 1990, S.147.
- (12) Ders., *Gezielches Unrecht und Übergesetzliches Recht*, in *Süddeutsche Juristenzeitung* I, 1946, S.107.
- (13) Ders., *Privatissimum der Rechtspflege*, in Wiesbadener Kurier, 23.9.1947.
- (14) Vgl., Helmut Lecheler, *Unrecht in Gesetzesform, Gedanken zur Radbruch'schen Formel*, Berlin, 1994, S.14f.
- (15) 原眼として觸及効を認めなぐ縦横の二つの。 ヤコトス、 R. ニュハイマー、 R. ハレクルーベルが挙げられる。
- (16) 第一訴訟判決について Neue Juristische Wochenschrift, 1993, S. 141f. Absch.C.II. 45' #67
 総評評議会は開催され、 Neue Juristische Wochenschrift, 1993, S.1932ff. が公認された。
- (17) Gustav Radbruch, *Kulturlehre des Sozialismus*(1922), 4. Aufl., 1949, S.84f.
- (18) Ralf Dreier, *Juristische Vergangenheitsbewältigung*, in *Juristische Studiengesellschaft* Hannover, 24, 1995, S.33.
 (19) ラルフ・ドライエ。 Vgl., *Le Relativisme dans la Philosophie du Droit*, Archives de Philosophie du Droit et de Sociologie Juridique, 1934.
- (20) Vgl., Ralf Dreier, *Gesetzliches Unrecht im SED-Staat, Am Beispiel des DDR-Grenzgesetzes*, in *Festschrift für Arthur Kaufmann zum 70 Geburtstag*, München, S.66.

(かたかくわ らやひぐ 早稲田大学)

人間と有機体の存在論的差異

—ハイデガー・有機体論の意義と射程—

齊藤 元紀

序

本稿の狙いは、ジャック・デリダによるハイデガーブ批判、そして近年の新たなハイデガーブ解釈を手

がかりとして、ハイデガーブ有機体論の持つ意義と射程、すなわち人間と有機体の間の存在論的差異の意義と射程を明らかにすることにある。周知のように無機物・有機体・人間という存在者の区分は、アリストテレスにはじまる。この区分は、以後の西洋哲学の歴史において、例えばトマスなどによってそのモチーフは変奏されつつも、なおその基本的な構図を変えぬまま今日まで保持されていると言つてよい。二十世紀において、あらためて存在論に新たな

展開を生み出したハイデガーブもまた、その思索の前期に属する「形而上学の根本諸概念」講義（以下「根本諸概念」講義と略記）において、このような存在者の存在論的差異について論じている。

この差異のもつ意義については、近年主に二つの解釈が提出されている。それは一つにはデリダに代表される人間中心的解釈⁽¹⁾であり、もう一つはチョウに代表される自然中心的解釈⁽²⁾である。センセーションナルに迎えられたデリダの批判的解釈によれば、人間と有機体との差異は、基礎存在論的と称されてはいるが、結局のところ人間中心的な差異に他ならず、有機体は人間より低次の存在者と見なされているとされる。他方チョウの解釈によれば、

人間と有機体の差異は、中期以降存在と同一視される、自然を中心とした差異に基づいたものであり、その場合有機体には、むしろ固有の自律的な存在様態が認められる。まつたく両極に位置する両者の相違は、最終的な解釈の基準を前期の基礎存在論に求めるか、あるいは中期以降の存在論に求めらるかという点に集約されると言えよう⁽³⁾。

しかし人間と有機体の差異は、こうした単純な二者択一に收まりきらない問題を孕んでいるように思われる。というのも、第一にこの講義自体が前期から中期への微妙な移行段階に跨っていること、第二に——これは後に見るよう——前者の解釈は基礎存在論を極端に人間中心主義へと歪曲するなど、多くの矛盾点と問題点とを孕んでいること、第三に後者の解釈においては、積極的に中期以降の思索が導入されていて、評価できるが、なおロゴスの問題に関して解釈上の大好きな余地を残しているように考えらること⁽⁴⁾、こうした理由を挙げられるからである。

それゆえ本稿の論究は、前期と中期の移行段階を

中心に、特に第二、第三の問題点に関わることになる。ここで重要なのは、第三のロゴスの差異という問題点である。ハイデガー自身は、このロゴスの差異をある程度人間と有機体の差異として認めていいる。しかし『根本諸概念』講義および同時期のハイデガーのテクストに即した場合、このロゴスの差異は、従来とは別様の解釈可能性をもつようと思われる。ハイデガーによるアリストテレスへの邇行において新たに取り出された帰結によれば、実のところこのようなロゴス中心的差異は、そもそも人間と有機体とを絶対的に区分する基準ではないのである。

とはいって、このことは決してネガティヴな結論を生じるものではない。むしろロゴス中心的差異が人間と有機体の基準足りえないことを示すことこそ、翻つて、人間と有機体の差異を自然中心的差異のうちに送り返すポジティヴな論拠足りうるのではないだろうか。換言すれば、前期のロゴス中心的差異の観点に立つハイデガーにとつてなお不可解な謎として見なされていたものこそ、他ならぬ自然中心的差異であり、それが同時に、本来の人間と有機体の差

異であったと言えるのではないだろうか。そうであるなら、この自然中心的差異の根源たる自然是、この時期のハイデガーにとって、動物と人間とをどこまでも隔てる謎、つまり「深淵」である一方、他方では人間自身のうちに打ち開かれる存在そのものの「深淵」として、結局は同じ一つの「深淵」として考えられていたのではないだろうか。そればかりでなく、有機体の存在そのものは、存在概念を自然へと変貌させ、さらに転回の契機を準備するようハイデガーを促す射程を持つていたのではないだろうか。

本稿はこうした問題に答えるために、まず、人間と有機体の存在論的差異の基本的構図を『根本諸概念』講義に即して確認する（第1節）。次に、デリダによる人間中心的差異の解釈の問題点を再検討する（第2節）。さらに、こうした人間中心的差異、ないし人間と有機体の絶対的区分というものがロゴス中心的差異のうちに認められるのかどうかを『アリストテレス『形而上学』第九卷』における存在者の区分に即して確認する（第3節）。そしてロゴス中心的差異においては捉え切れない人間と有機体の差異

を、「深淵」と表現される自然中心的差異に求める（第4節）。以上の考察を通じて、ハイデガー有機体論における人間と有機体の差異を決定する基準の最終的な所在と、その意義とを明らかにすることにしたい。

一、人間と動物の差異

ハイデガーの有機体論（⑤）は、『根本諸概念』講義の第二部において論じられているが、この第二部の最終的な目的は、有機体の本質規定ではなく、あくまで人間の本質規定にある。つまりハイデガーの有機体論は、人間の本質規定の途上において、人間の本質と比較される限りでの有機体の本質規定を意図したものに他ならないのである。こうした意味で、この有機体論は人間の本質規定を目指す「比較考察」であり、以下の三つのテーマの解明が試みられる（⑥）。

第一テーマ 石は無世界的（weltlos）である。

第二テーマ 動物は世界貧困的（weltarm）である。

第三テーマ 人間は世界形成的（weltbildend）である。

ハイデガーは主として第二「テーゼ」の解明から比較考察に着手するが、その際、有機体の本質規定は、生物学の立場ではなく、形而上学の立場から遂行される。ペゲラーの指摘しているように、ハイデガーは生物学上の理論としての生命全体論に依拠しつつもそれを批判しており⁽²⁾、第二「テーゼ」はあくまで「形而上学のテーゼ」であって、生物学的にではなく「哲学的に」読まれるべきであると主張する⁽³⁾。とはいえた形而上学的考察は、例えばシェーラーの有機体論などによって可能となるわけではない⁽⁴⁾。この時期のハイデガーにとって、形而上学や哲学は存在論によつてのみ基礎づけられるものであつた⁽⁵⁾。つまりこの比較考察は、形而上学・存在論的立場から遂行されるものなのであり、その意味で、形而上学・存在論は生物学に先立つのである⁽⁶⁾。

ところでこうした形而上学・存在論による有機体の本質規定は、それが比較考察である限り、あくまで第三「テーゼ」、とりわけその「世界」の意味を基準としている。したがつてその場合の「世界」とは、「人間の世界」に他ならない⁽⁷⁾。こゝで「世界」と

は、人間が他の存在者と関係する際のいわば「関わりあい方」を意味する。人間は他の存在者に存在者「として」(als)関わりあう、換言すれば、人間は「ロゴス」を通じて存在者を企投し世界を形成する。第二「テーゼ」における人間の「世界形成」とは、人間が他の存在者を存在者「として」覚知する(*verhälten*)、「ロゴス」を通じて「態度をとる」(sich

度)(*Vernehnmen*)を基準として、石と動物の本質は規定される。まず石には、そもそも他の存在者に関する可能性が無いがゆえに、石の無世界性とは「存在者への無接近性」を意味する⁽⁸⁾。他方、石と比べれば、動物は明らかに他の存在者へと関わる可能性を持つが、しかし他の存在者に存在者「として」態度をとりはしない。ハイデガーはこうした「として」という態度の「欠如」(Entbehörung)を、動物の本質に決定的なものとして考える。動物の「行動」(*Benehmen*)は、ただ「衝動」(Trieb)によつて駆り立てられているにすぎない⁽⁹⁾。その行動が衝動的であ

る限り、動物は、自らの行動が向かう先の周囲環境をそのもの「として」は知らない。これは換言すれば、周囲環境へと「没入していること」(Hingenommenheit)であり、「として」という態度を「奪取されている」と (Genommenheit) である。こうした「として」という態度の奪取・欠如によって、動物の本質は「蒙朧」(Benommenheit) と規定される⁽¹⁶⁾。これこそ、第二テーマの「世界貧困」が意味する動物の本質である。したがって、三つのテーマは内容的に次のように表現できる。

第一テーマ 石は他の存在者へ関わる可能性がそもそも無い。

第二テーマ 動物は他の存在者に関わるが、人間のような「として」を欠如しているという意味で、貧困である。

第三テーマ 人間は他の存在者に存在者「として」態度をとる。

このように見るならば、人間と動物の差異は、形而上学・存在論的な「として」の差異、つまりは「ロゴス」の差異を基準としたものであると言つてよ

い。ただし注意すべきは、このロゴスの差異は、形而上学的な秩序段階を生じるような差異、価値評価を含んだ差異、質的・量的差異とは無関係であるという点である⁽¹⁷⁾。換言すれば、ロゴスの差異は、形而上学・存在論的にみて、どこまでも中立的な、純粹に「として」という構造に関する差異であること意味する。この点を積極的に推し進めるなら、人間とは別の独自の世界を動物に認めることに繋がろう。人間に「開示不可能性」(die Offenbarkeit) が認められるのに対して、動物に——「として」を欠如したハイデガーが述べているのは、そのためである⁽¹⁸⁾。この点を考慮するならば、第二テーマはさらに次のように言い換えることができる。

第二テーマ 動物は他の存在者と関係するが、人間とは別様の、独自の仕方で関係する。

したがって、人間と動物の存在論的差異は、生命全体論に批判的に依拠しつつ、形而上学・存在論的立場から考察されたものであり、価値評価や程度の差異とは無関係な、ロゴスの差異として、さしあた

り考えられるのである。

二、人間中心的差異

しかし、中立的で純粹に構造的な差異であるとはいへ、人間の観点から見た「として」の欠如によつて決定されているのだから、人間と動物の差異は、結局人間中心的なものではないのだろうか。こうした批判を近年あらためて投げかけたのが、ジャック・デリダである。ここでは、特に人間と動物の差異に關わる、デリダの第二テーゼの批判的解釈を中心的に論及することとする。⁽¹⁹⁾

デリダの批判の主眼は、第二テーゼを人間中心的(*anthropozentrisch*)と解釈することにある⁽²⁰⁾。そのためのデリダの解釈は、①人間と動物との間に絶対的境界線、絶対的差異があることを前提とし、ハイデガーが差し控えたヒエラルキー化や価値評価をむしろ積極的に第二テーゼに読み込むことにある⁽²¹⁾。この手続きを支えるために、デリダは②第二テーゼ解釈の基準を『存在と時間』における基礎存在論に帰し、さらにその基礎存在論をドグマティックな人間

中心主義である点に求めている。それは、動物の存在性格が「実存範疇やカテゴリー」にも当てはまらず、また「動物との共存在の根源的な可能性も真剣に考えられてはいない」というように、基礎存在論の用語によって動物の存在論的位置の不正確さを主張していることからも明らかである⁽²²⁾。この当然の帰結として、③基礎存在論と存在論的差異の概念さえもが人間中心主義の危機に晒されることになる⁽²³⁾。

しかしこのようなデリダの解釈には、問題点が残る。それはまず第一に価値評価の有無の問題、第二に人間と動物との差異を決定する最終的な基準の所在についての問題、そして第三に動物と人間との間の絶対的境界線という前提そのものの問題である。まず、第二テーゼに価値評価を組み込もうとするのは、ハイデガーが価値評価を控えた姿勢を過度に軽視するものであると言える。ハイデガーは、第二テーゼが存在論的でありながら、なお人間中心的な価値評価を含んでしまう点を認め、最終的には第二テーゼを否定すべきであるとさえ主張しているので

ある⁽²⁴⁾。ここで問題なのは、その第二テーゼの意義が否定され中立化される次元、換言すれば、人間中心主義が否定されうる次元の所在である。ハイデガーはそれを、第三テーゼの解明が完了する地点に求めている⁽²⁵⁾。これは、第二に挙げた、デリダの最終的な基準の問題に関わることになる。デリダがくまでも第二テーゼに価値評価を組み込もうとするのは、人間と動物との差異の基準を基礎存在論に求め、しかもこの基礎存在論を人間中心主義と見なすからである。しかしそのためには、まずハイデガーの第二テーゼの解明が基礎存在論と同一の視点から遂行されていること、次いで基礎存在論が人間中心主義であることが論証されねばならない。それを度外視するとしても、デリダの戦略では、人間中心主義が否定される次元は、再び人間中心主義のうちに回収されてしまうことになる。なぜなら、第三テーゼの解明が完了することによって第二テーゼの人間中心主義が否定され中立化されるにしても、そもそも第三テーゼの解明の完了する地点が人間中心的な基礎存在論の内部に予め設定されてしまっているの

であれば、その内部で否定され中立化された第二テーゼも、やはり人間中心主義のうちに留まることになるからである。しかし第三テーゼの解明の完了する地点は、なお人間中心的な基礎存在論のうちに留まるのだろうか。ここで、改めてハイデガーが第三テーゼにおいて目指していた本来の意図を思い起こす必要がある。

確かに『存在と時間』にはじまる基礎存在論の試みが人間を基点としたものであることは否定できないにしても、その際の人間とは、不斷にロゴスを通じて「存在」との関わり合いのうちに立つ「現・存在」であった。この存在とロゴスの不可分の関係性を規定することこそが、第三テーゼの目指す人間の本質規定に他ならない。するとこうした第三テーゼの解明の途上において動物と人間との差異が論じられるならば、その差異は人間を中心にするよりもむしろ、ロゴスと存在の二点を中心として考察されねばならないことになる。既に見たように、動物と人間との差異は、「として」の差異、ロゴスの差異に求められていた。そうであるなら、さしあたりこのロ

ゴスの差異を中心に、人間と動物の差異は検討されるべきであろう。ここにデリダの第三の問題点が関わってくる。まずこのロゴスの差異において、デリダがその解釈において前提としている絶対的境界線が認められうるのかどうかが検討されねばならないのである。

既に見たように、ハイデガーにとつてこのロゴスの差異は、形而上学・存在論の立場から遂行されていた。周知のように、ハイデガーにとつて形而上学・存在論の問題圈は、アリストテレスとの批判的対決の場を意味する。そうであるなら、「形而上学のテーゼ」とされた第二テーゼもやはり、アリストテレスとの批判的対決が原理的に不可避であると考えられる²⁶。つまり人間と動物の差異は、この形而上学・存在論の問題圈内において、しかもアリストテレスとのロゴスに関する批判的対決の場において見届けられねばならないのである。

三、ロゴス中心的差異 とはいって、ここでハイデガーによるアリストテレ

スのロゴス解釈をすべてにわたって検討している紙幅はない。そこで本節では『根本諸概念』講義に近い時期に成立した、『アリストテレス「形而上学」第九卷』におけるアリストテレスのロゴス解釈において、デリダの主張するような動物と人間の絶対的境界線が見出されるのかどうかを検討する。

『アリストテレス「形而上学」第九卷』第十三節においてハイデガーは、アリストテレスの『靈魂論』、『ニコマコス倫理学』、『形而上学』の解釈を通じて存在者の区分を行なつてゐるが、その区分は、有魂・無魂（エンブシュコン・アブシュコン）と、ロゴスを持つ・ロゴスを持たない（ロゴン・エコン・アロゴン）という二つの図式を軸にしてゐる²⁷。魂の有無の図式によれば、存在者はそれぞれ、人間・動物・植物（有魂）と石（無魂）とに区分される。他方ロゴスの有無の図式によれば、伝統的な意味では人間こそがロゴスを持つ動物なのであるから、その他の動物、植物、石といった存在者はロゴスを持たないことになるが、ハイデガーはそうした伝統的な解釈を斥ける。

ハイデガーの解釈によれば、アリストテレスが動物の特徴と見なしたアイスティーシス（知覚）⁽²⁸⁾は、ロゴスと内的類縁性があるとされる。つまりアイステーシスは、ロゴスと同じくアレー・テウエイン（真を語ること）なのである。すると動物がアイスティイ・コーン（知覚的）、クリティイ・コーン（判別的）である以上、動物にはロゴスが認められることになる。さらにハイデガーは、アリストテレスが『形而上学』においてある種の動物にプロネー・シス（思慮）すら認めているとする。ハイデガーはこうした点を論拠として、動物と人間との差異が伝統的なロゴスの有無の図式によつては単純に区分できないと主張するのである。「そうすると、もちろん、事態が要求していることは、我々は簡単に動物にロゴスを否認しているわけではないということ——換言すれば、この問題を我々は開いたままにしておく(*offen lassen*)といふことである。そしてまさしくこれがアリストテレスの立場なのである。」⁽²⁹⁾ ただし、ここでの動物のロゴスはアイスティーシスに関係する限りでのものであり、またそのプロネー・シスも人間とは異なる限り

でのものである。そもそも、動物と人間との間の本質的な境界線がどこに引かれるかもここでは度外視されているのであり、最終的に人間と動物との違いは「存在者に態度をとる」というロゴスの差異に再び帰着させられるのである。⁽³⁰⁾

しかし目下の主題である『根本諸概念』講義との関係において着目すべきは、まず第一に、ここでのみ魂・無魂の図式と、ロゴスを持つ・ロゴスを持たないという図式による存在者の区分は、それぞれ第一・第二と第二・第三との関係、第二・第三と第三・第四との関係を支えていると考えられる」と、それゆえ第二に、ハイデガーはアリストテレスのロゴス解釈に倣つて、第二・第三と第三・第四におけるロゴスについての問題を開いたままにしておいたということ、換言すれば、ロゴスの有無は実のことろ人間と動物の間では絶対的基準とはなりえないということである。人間とは異なる意味であるにせよ、動物は独自のロゴスを持つのであって、この点は既に確認したように、人間とは異なる意味であるにせよ、動物には独自の開性が認められるという第

二テーゼの主張に符合する。ここから、第一テーゼと第三テーゼの差異は、単純に「として」の有無、「ロゴス」の有無によっては決定しえない微妙なものであることが明らかになる。つまりロゴスは、人間の本質規定に関するでは積極的に適用し得る、人間と動物の差異に関するでは積極的に適用しえないのである。

するとデリダの批判に対しても、次のような応答を試みることができるだろう。このように人間におけるロゴスから出発して存在を問うハイデガーの姿勢は、人間中心的というよりも——敢えてデリダの表現を借りるならば——ロゴス中心的(logozentrisch)であると言える。しかし、ハイデガーがアリストテレス解釈から取り出した帰結によれば、ロゴスの有無によつては動物と人間との間の差異を一義的に規定することはできない。そうなるとまず第一に、そもそもデリダが解釈において前提していた、人間と動物との間の絶対的な境界線がここではもはや維持しえないことになる。すると第二に、この前提が維持できない以上、ヒエラルキー化や価値評価とい

う区別を第二テーゼに読み込む戦略は、斥けられねばならない。またこの前提からは第三に、第二テーゼを否定し中立化する次元、人間中心主義が否定される次元は、デリダの主張するような人間中心的差異のうちには回収されなくなる。というのもその次元は、人間の本質をなすロゴスによる差異のうちにはさえ留まらず、むしろいつそう根源的な差異のうちへと送り返されると考えられるからである。そしてそれこそ、第三テーゼの解明が完了する地点に他ならない。さらに第四に、このようにしてヒエラルキー化と価値評価が拒否され、ロゴスの差異によってさえ規定されないことによって、動物の独自性は積極的に確保されることになる。基礎存在論的に見て有機体が道具的存在者でもなければ眼前存在者でもないというのは、デリダがその解釈②や③で主張するようなドグマティックなものでも、基礎存在論を脅かすものでもなく、むしろ基礎存在論の術語においては捉え切れない独自の存在様態を有機体に認めるということなのである。

ハイデガーは『根本諸概念』講義において、ロゴ

スの有無こそが人間と動物との差異であり、その差異を「深淵」(Abgrund)と表現していた⁽³¹⁾。しかしより正確に言うならば、ロゴスの有無が人間と動物の差異の絶対的基準とはならないがゆえに、その差異は、ロゴスによって一義的に区分できない、根源的差異という意味での「深淵」なのである⁽³²⁾。すると最終的な問題は、このロゴスによつては架橋できない根源的差異としての深淵はどうに考へるべきか、さらにまた、そうした根源的差異としての深淵において確保されうるであろう有機体の独自の存在様態とは何か、ということになろう。これは、既に指摘しておいた第三テーマの解説の途上において問われるべきもう一つの中心点、すなわち存在に関係する。

四、自然中心的差異

これまでのデリダに対する応答をつうじて、既に根源的差異としての深淵の諸特徴は明らかになつてゐる。それは、非人間中心的差異、非ロゴス的差異、非形而上学的差異の三点である。この三点は、他な

らぬ中期以降のハイデガーにおける存在概念に集約されると言つてよいであろう。中期以降のハイデガーは、存在をフォアゾクラティカーレに溯つて根源的な意味での自然、すなわちピュシスとして捉える。この時のハイデガーの立場は、チヨウの表現を借りるならば、いわば自然中心的(physiozentrisch)なものである⁽³³⁾。転回を経て後期に至つて、この自然概念は十全な展開を見せるが、しかしひゲラーヤリーデルの指摘するように、前期の基礎存在論の内部においては不十分にしか展開されなかつた⁽³⁴⁾。『根本諸概念』講義においてようやく、この自然概念は存在者全体の支配、ないしピュシスという名での姿を現す⁽³⁵⁾。自然が人間を支配しているというのは、人間から見れば、存在者全体の支配のうちに人間が被投されているということである。人間は自然をロゴスによつて語り出しつつも、それを明確に自覚することはできず、謎を帯びた存在者の全体的支配としてしか理解できない。したがつてこうした自然が積極的に開示されるのは、ロゴスという企投性の契機においてではなく、むしろ被投性の契機にお

いてである。

被投性の契機によって現存在が存在そのものに直面する位相は、大別して二つある。一つは自己自身の存在（無）に現存在を直面させる位相であり、もう一つは、存在者の全体の崩落に際して立ち上がる存在そのもの（無）に現存在を直面させる位相である。『存在と時間』における「不安」、「根本諸概念」講義における「深い退屈」は前者であり、『形而上学』とは何か』における「不安」は後者に当たる。とはいへ、こゝでした「被投性」の二つの位相はまったく別の存在を開示するというわけではなく、結局は現存在の存在から見た存在そのものに他ならない。このことを鑑みるならば、現存在の只中に明け開く「深淵」（36）とハイデガーが表現しているものは、深い退屈という気分において開示される、無性と謎を帯びた自然そのものであると考えられる。つまり深淵とは、人間が被投されている存在者全体の支配であるながら、同時に人間の存在そのものである存在、すなわち根源的な意味での自然そのものなのである。

他方このような被投性の契機は、有機体に關して

も見出すことができる。ハイデガーは、人間が有機体相互の連関のうちに被投されている、と言う。というのも、人間と有機体との関係を、人間を中心にして見るのではなく、有機体の側から見るのであれば、人間は有機体相互の連関のうちに立たされた存在者と見なせるからである。このように有機体に関して被投的に視点を逆転させるはたらきは、『根本諸概念』講義においては「置き移し」（Sichversetzen）と呼ばれる。「…人間的現存在はそれ自身、生命的なものの環境連関へと、特有のしかたで置き移された存在（ein eigentümliches Versetztein）である。」⁽³⁷⁾ 置き移しは、情態性や気分のよろに人間を無へと被投的に直面させるのではなく、有機体相互の連関へと直面させる被投的契機である。ところが、このとき有機体相互の連関を通じて人間に開示されるものは、自然なのである。「我々にとって、繩張りのうちににおいて開示されるのは、存在者一般の内部における生命的なものとの内的な支配性格であり、生命そのものにおいて生きており、それ自身を超える内的な自然の崇高さなのである。」⁽³⁸⁾ こゝで述べられている自然

が、「存在と時間」において述べられたような道具的存在者としての自然でも、個別科学の対象となる眼前存在者としての自然でもないことは明らかである。ここで着目すべきは、自然のもつ「崇高さ」の含意であろう。この「崇高さ」は、一つの気分として、被投性の契機であると見てよい⁽³⁹⁾。すると、ここではつきりとハイデガーは規定していないが、有機的生命の連関への置き移し、また崇高さという気分の二つの被投性の契機を介して開示されるものは、他ならぬピュシスとしての自然と言えるのではないだろうか。そうであるならこの時、ロゴスとい

う企投性によつては架橋できない、根源的な差異として考えられていた人間と動物の間の深淵も、本来はこの人間が被投されている根源的な自然であると考へることができよう。このように見るならば、現存の只中に開く深淵と、人間と動物との間に開く深淵とは、全く別なものではなく、未だこの時期では十全な形をとつていなければ、根源的には同一の自然そのものから生じたものなのであると考えられよう。それゆえハイデガーは、この根源的な自然への人間の被投的事態を、自然の包括的支配であると同時に人間の本質としても述べているのである⁽⁴⁰⁾。したがつて、動物と人間との差異は、最終的に⁽⁴¹⁾はこの根源的な自然のもつ、深淵としての差異であると結論できる。この時有機体は、自然を人間に告示し気づかせる、独特な被投的契機そのものとしての存在者であると言えるであろう⁽⁴²⁾。逆に言えば、有機体を通じてはじめて、人間は深淵としての根源的な自然に気づくことができるるのである。

結語

本稿では、「根本諸概念」講義における第二テーマの解釈を中心に、ハイデガーの有機体論に向かられたデリダの批判を手がかりとして、人間中心的差異、ロゴス中心的差異、さらに中期以降の自然中心的差異を検討しつつ、人間と動物との差異の最終的な基準を求めてきた。ハイデガーにおける人間と動物との差異に関する本稿の結論は、以下の諸点である。(1)人間と動物の差異は、生命全体論に批判的に依拠しつつ、形而上学・存在論的立場から考察され

ている。②人間と動物との差異は、人間中心的なヒエラルキーや価値評価といったものとは無関係である。③このようないヒエラルキーや価値評価が差し控えられているのは、人間の本質であるロゴスを中心とした場合でさえ、有機体と人間との間に絶対的な差異を設けることができないからである。④ロゴス中心的観点から見れば、動物と人間との間は消極的に深淵としてしか表現しえないが、自然中心的観点から見れば、積極的に自然（ピュシス）による根源的な差異としての深淵として開かれていると言える。⑤人間にとって有機体は、こうした根源的な自然つまりは存在を告示する場、被投的契機そのものとしての存在者である。⑥人間と動物の間の差異は、人間中心主義によつて基礎存在論を崩壊に至らしめる契機なのではなく、むしろ自然を中心として、存在論全体を転回（Kehre）する契機である。とはいへ、こうした自然中心的な差異が、前期の著作としての「根本諸概念」講義において完全なものとして構想されていたとは言い難い。むしろこの時期のハイデガーにとって、その視点は基礎存在論的な問題

題構成の延長線上で、わずかに展開されたに過ぎなかつたのである。しかしその自然中心的な差異が些かなりとも自覚されることにより、有機的生命は「存在と時間」におけるような存在論的に低い位置を改められ、むしろ自然、すなわち存在を人間に告示する存在者という、独自の位置を獲得するに至つたのであると言えよう。このように考へるならば、ハイデガー有機体論の射程は、基礎存在論のうちに没するものではなく、中期以降の存在の思索の転回にとつて最初の、そして重要な一步を切り開くものであつたと言えるのではないだろうか。その意味で、ハイデガーの提示した人間と有機体の存在論的差異の持つ意義は、単にアリストテレスのモチーフの再解釈にとどまるものではなく、むしろそのモチーフの存在論的に——そして存在の歴史的にも——ドライティックな解体にあつたのである。

凡例

略記号GAはハイデッガー全集版を、それに続くハイデガーにとつて、その視点は基礎存在論的な問題数字は全集版巻数を表わす。略記号SZは、*Sein und*

Zeit, 7. Aufl., Max Niemeyer Verlag, Tübingen 1986. を表わす。

註

- (1) J. Derrida, *De l'esprit. Heidegger et la question*, Editions Galilée, Paris 1987. ([精神について—ハイデッガーへ問ふ] 港道隆訳、人文書院、一九九〇年。)
- (2) K. K. Cho, *Ökologische Suggestibilität in der Späphilosophie Heideggers*, in: *Bewußtsein und Natursein. Phänomenologischer West-Ost-Diwan*, Verlag Karl Alber, Freiburg/München 1987, S. 32.
67. (『意識と自然』志水紀代子／山本博史監訳、法政大学出版局、一九九四年、三四—七七頁。)
- (3) なお『根本諸概念』講義の刊行（一九八二年）以前、ハイデッガーの有機体論は人間中心的なものとして批判的に解釈されるか、もしくは全く看過されるかのどちらかであった。前者に「プレスナー、レーヴィットの名を挙げることができる。デリダの解釈はこの前者の批判点を継承し
- (4) K. K. Cho, a. a. O., S. 47. (上掲訳書四八頁。) チョウは「人間の動物性に口ガスの有無が関わらない点からロゴスに言及しないのだが、それでは不十分である。むしろ本稿は、リーデルが指摘するような、ロゴスによって捉え切れ「無」という場合の「無れ」を重視する立場に立つ。Vgl. Manfred Riedel, *Das Natürliche in der Natur. Heideggers Schritt zum "anderen Anfang" der Philosophie*, in: *Von Heidegger her*, Vittorio Klostermann, Frankfurt a.M. 1991, S. 66.
- (5) ハイデッガーは『根本諸概念』講義において「生命」(Leben)、「有機体」(Organismus)、「有機的生物」(organisches Leben) といった用語を、区別せず動植物に宛てている。本稿ではこれに倣つ

たものであると見てよ。また後者はハイデッガーの内在的研究の一般的動向であり、とりわけ日本における研究では大勢を占めてきたと言える。こうした状況は、「存在と時間」における有機的生命体の否定的な取り扱いに起因すると考えられる。

GA29/30, S. 283.

て、人間以外の無機物ではない存在者（動物と植物をも含めた広義の意味での有機的生命体）に関しての言及の際には、総じて有機体ないし有機的生命体という表現を宛てた。なお動物、植物への個別の言及に関してはその限りではない。従つてまた当然のことながら、人間は有機体には含めない。

(6) GA29/30, S. 263.

(7) Vgl. Otto Poggeler, *Den Führer führen? Heidegger und kein Ende*, in: *Philosophische Rundschau*

32.(Heft1/2), J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen
1985, S. 49.

(8) GA29/30, S. 315.

(9) 術語上のみならず内容上でも、シェーラーとハイデガーの有機体論には著しい類似性が見出されるが、しかしハイデガーはあくまでもシェーラーのような「段階」説には反対の立場を採つてゐる。またこのことは同時に、後に見るようなヒエラルキー化を避けるハイデガーの立場を明確に表してゐる点で重視すべきである。Vgl.

(10) この点については、以下を参照。渡辺一郎著『ハイデガーの存在思想』第二版、勁草書房、一九八五年、第一章第一節および第二節、特に五七頁以下。

(11) ハイデガーは有機体の比較考察にあたつて、形而上学と、動物学や生物学などの実証科学とが「両義的」な関係をもたねばならぬ、「科学と形而上学の内的統一」が運命の事柄であるとも述べる。Vgl. GA29/30, S. 277, 279. ここから加藤恵介氏は、比較考察が形而上学と実証科学の一種の循環運動であると解釈している。参照、加藤恵介「世界をもつものと持たなるもの」（『倫理学年報』第三十八集、一九八八年、一七八頁以下）。しかしながらハイデガーラーの論述からすれば、この循環は形而上学的な省察へと向かはれたものと解すべきであら。Vgl. GA29/30, S. 277, 292, 328, 332, 385.

(12) a. a. O., S. 263.

(13) a. a. O., S. 346, 397f., 443, 450, 454f. 460, 486.

(26) GA21, S. 215.
 (27) 簡略に図示すれば、左図のようになら。

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| αὐτόν
αὐτόν | αὐτόν
αὐτόν | αὐτόν
αὐτόν |
| αὐτόν
αὐτόν | αὐτόν
αὐτόν | αὐτόν
αὐτόν |
- (14) a. a. O., S. 290.
 (15) a. a. O., S. 346.
 (16) a. a. O., S. 360.
 (17) a. a. O., S. 274, 287f., 383f.
 (18) a. a. O., S. 392.
 (19) 精神を主題とするアーティタの問題設定そのものの
 に関する批判として、以トの論考を挙げてお
 く。Vgl. David Farrell Krell, *Spiriting Heidegger*,
 in: *Of Derrida, Heidegger, and spirit*, Northwestern
 University Press, Evanston, Illinois 1993, p. 21.
 (20) Derrida, a. a. O., p. 86. (上掲訳書八八頁)
 (21) a. a. O., p. 85. (上掲訳書八七頁)
 (22) a. a. O., p. 88f. (上掲訳書九〇頁以下)
 (23) a. a. O., p. 89. (上掲訳書九一頁)
 (24) GA29/30, S. 394. いはゞべ、ハイデガーはハ
 ハド実際に第一人称を否定し、中立化するハ
 とには消極的な姿勢をとつてゐる。ハハジハ、
 なお基礎存在論的観点が色濃く反映してゐる
 両えど。
 (25) a. a. O., S. 395.

- (28) Aristoteles, *De anima*, A2 403b.
- (29) GA33, S. 126.
- (30) a. a. O., S. 197.
- (31) GA29/30, S. 384, 409.
- (32) 【ヒューマニズム書簡】では、動物は「我々の脱自的本質からある一つの深淵によつて隔てられてゐる」とわれてゐる。確かに人間の脱自的本質は「ロカス」であるが、しかしハイデガーはそれ以外にも人間と動物を隔てるもの可能 性を示唆してゐる。Vgl. GA9, S. 326.
- (33) K. K. Cho, a. a. O., S. 62. (上掲訳書六一〇頁[◎])
- (34) Vgl. Otto Peggeler, *Der Denkweg Martin Heideggers*, Verlag Göttinger Neske, Pfullingen 1963, S. 208. (【ハイデッガーの根本問題】大橋良介・溝口宏平訳、晃洋書房、一九八五年、二〇五四頁[◎]) Manfred Riedel, *Naturhermenenitik und Ethik im Denken Heideggers*, in: *Zur philosophischen Aktualität Heideggers*, Vittorio Klostermann, Frankfurt a. M. 1991, S. 87.
- (35) GA29/30, S. 39.
- (36) a. a. O., S. 411.
- (37) a. a. O., S. 403.
- (38) a. a. O.
- (39) ハウエルハドソン「崇高[◎]」とハイデガーの氣 分論との関係に言及した研究としては、以下を 参照。牧野英一「驚異と崇高——ウイトゲン シュタインとハイデガーにおける感情の問題——」(【法政大学文学部紀要】第四十二号、一九 八八年[◎]) Vgl. Riedel, *Das Naturliche in der Natur*, a. a. O., S. 64A]72.
- (40) GA29/30, S. 403f.
- (41) 有機体による存在(自然)が開示され、それ が同時に現存在の変容を要請するであれば、ハイデッガーの有機体という存在者自身は存在(自然)の「形式的告示」(die formale Anzeige)の場合へ導かれるべく[◎]。Vgl. R. J. A. van Dijk, *Grundbegriffe der Metaphysik. Zur formalanzeigenden Struktur der philosophischen Begriffe bei Heidegger*, in: *Heidegger Studies*, Vol. 7, Dunker & Humblot, Berlin 1991, p. 89-109.

(らいとう もとぎ 法政大学)

ニーチェの「人間」批判

——ドルーズ「ニーチェと哲学」再読——

村田 憲郎

1 ニーチェの「陽気さ」について

カール・レーヴィットによれば、ナチス時代にニーチェの著作の公認の序文書き兼刊行者であったアルフレート・ボイムラーは、ニーチェが描き出したのは「力対力」「戦いとしての世界」であると主張したという。そして彼が提出した定式とは「英雄的実在論」つまり「苦難に馴れ、苦難を探し出す」という英雄觀であつたという。レーヴィットはボイムラーの解釈の問題を、「もし解釈者が哲学者として時局に便乗する意志を持つときには、ニーチェ解釈がどんなものになるか」ということであるとしている。ボイムラーはニーチェの世界觀に戦いと勝利が

一切である世界、「原始ゲルマン的」世界という性格を見るが、その際ニーチェ自身が持つ「英雄的・牧歌的」な側面を見落としているとレーヴィットは言う。ボイムラーの描き出したニーチェは、苦痛に耐えつつも戦い続ける悲壮な英雄だったのである⁽¹⁾。このことを知るとき、近年の「陽気な」ニーチェ像はボイムラー＝ナチ的なニーチェ像に対する異議申し立てとして形成されてきたとも考えられる。

ドルーズの解釈もまたこの線上に位置している。ドルーズによれば、ニーチェの最大の敵はニヒリズムであるが、実はニヒリズムとは弁証法のあらゆる形態である。弁証法とはニヒリズムであり、具体的にはヘーゲル、フォイエルバッハ、シュティ

ルナーがおののおの否定的ニヒリズム、反動的ニヒリズム、過激な自己破壊的ニヒリズムに対応するといふ。

ドゥルーズの言ふニヒリズムとは何か。端的に言つて、生の価値を否定するあらゆる形態のことである。それはまず第一に、超感性的な神の優越性を立てる」とによつて生を否定する。「ニヒリズムとは次のこと意味している。生によつて引き受けられた無という価値、生にこの無の価値を与える高級な価値という虚構、高級な価値の中で自己を実現する無への意志。」NP.215 (170) ここにヘーゲルが対応するとされる。しかし第一に、またニヒリズムと通常言われる場合の意味にも即していることだが、ニヒリズムはこの超感性的な神という価値までも否定してしまう。「人々は超感性界、高級な価値に対して敵対的に反応し、それらの存在とそれらの一切の有効性とを否定する。」NP215 (170) ここにフォイエルバッハが対応するとされる。この場合神的な価値は否定されるわけだが、にもかかわらず依然として生は価値を剥奪されたままである。この段階にま

でニヒリズムが発展すると、人間はもはや絶望の中で受動的に死を待つのみになつてしまふ。この段階が受動的ニヒリズムである。『ツアラストラはこう言つた』に登場する「ましな人間たち」はこの段階に属し、ショーベンハウアーもここに属するとされる。そこでこの段階において「人間」がとりうる最良の選択は、「自己破壊」であるとされる。ドゥルーズの考えでは、ニーチェが「能動的ペシミズム」と呼んだこの「自己破壊」にはシュティルナーが対応するとされる⁽²⁾。この能動的自己破壊は、受動的に死を待つことから区別される。このようなニヒリズムの全過程を経て、永劫回帰へといたり、あらゆる価値の転換が行われるわけである。

もとを辿れば、そもそも超感性的価値の設定は生に対するルサンチマンに由来するものであった。周知のようにニーチェは、『道徳の系譜』の中でルサンチマンが道徳の起源であることを突き止めた。このルサンチマンから身を守るために、「陽気さ」が称揚されるのだとすれば、それは容易に想像できることである。私たちが日常的に実感されることだが、陽

氣でいることは見苦しいルサンチマンから逃れる一つの手段である。

実際のところ八〇年代の日本では、このような日

常的実感を肯定してくれる思想家としてドゥルーズ

が受容されたように思われる。ともに受容された

フーコーもまた「陽気なポジティivist」として、

ニーチェに由来するこの陽気さを共有していた。しかし九〇年代に入つてからはもうものの社会的状況を反映してか、手のひらを返すようにこのような「陽気さ」が強調されることではなくたようと思われる。そのこと自体はどうでもよいことなのだが、ドゥルーズにせよフーコーにせよ、彼らの思想そのものまでもが単なる流行遅れとされるのではなしにとも問題化できないだろう。

ところでここで問題にしたいのは、単に陽気でありさえすればルサンチマンを克服できるというわけではないということである。当たり前のことだが、日常的ルサンチマンから逃れるためにせよ、あるいはナチ的なニーチェ読解を避けるためにせよ、陽気であればよいというわけではない。というのもニヒ

リズムの根はもつと深いのだから。そのことをドゥルーズ自身もまた見落としているわけではない。

2 ルサンチマン

周知のようにルサンチマンとは、「本来の「反動」、すなわち行動上の復讐が禁じられているので、単に想像上の復讐によってのみその埋め合わせをつけるような輩の「反感」」GM.1.である。直ちに復讐行動をとることができない「奴隸」「賤民」は、攻撃を与えた「貴族」に対し怨恨を抱く。ここから生ずる「想像上の復讐」が奴隸道徳の起源であることを『道徳の系譜』は示したのだった。

貴族道徳が「わたしは良い *gut*、ゆえにお前は悪い *schlecht*」と言うのに對して、奴隸道徳は、「お前は悪い *böse*、ゆえにわたしは良い *gut*」と言う。貴族は「充ち足りた、有り余る力を持った、従つて必然的に能動的な人間として、幸福から行動を分離するすべをも知らなかつた」。貴族は「自分たち自身を

まさに「幸福な者」と感じた。したがつて貴族にとつてはまずは自分が良き者としてあり、相手はただその帰結として「悪い schlecht (=素朴)」であるのにすぎない。この「悪い schlecht」にはそれゆえ「憐憫、斟酌、容赦が絶えず混入され、加味されている」。しかし他方、行動することができない奴隸にとっては、「幸福は本質的に麻醉、昏迷、安静、平和、「安息日」、気のぼし、大の字になることとして、手短に言えば、受動的なものとして現れる」。貴族の幸福が能動的であるのに対し、奴隸の幸福は受動的である。奴隸にとってまず存在するのは「お前は悪い böse」、つまり自分自身ではなく、自分よりも行動的な貴族である。「彼の魂は横目を使う」「彼はまず「悪い敵」を、すなわち「悪人」を構想する。しかもこれを基礎概念として、それからやがてその模倣として、その対照物として、さらにもう一つ「善人」を案出する——これが自分自身なのだ。」こうして「良い gut」と「悪い schlecht」が、「善 gut」と「悪い böse」に転換する。貴族道徳において「われら高貴なる者、われらよき者、われら美しき者、われら幸

いなる者」であつた者が奴隸道徳において「悪人」とされてしまう。

この点に関してはおよそまざまなニーチェ解釈の中でも合意が成立する点だと思われるが、ドルーズにとつて重要な点は幸福に関する「能動的」「受動的」という区別である。

受動的であるとは、行動し自ら与えるのではなく、与えられることを欲し、慰められることを欲するという」とある。しかしこの受動性は「能動 Aktion」に対する「反動 Reaktion」の帰結でもある。この「能動」と「反動」を「力への意志」の二つの類型、貴族と奴隸に対応する類型として基礎においてたところにドルーズの解釈の固有性がある。

3 ニーチェの「人間」批判

ニーチェ自身は上で依拠した節のすぐあとで、「人間」に対する嫌悪を、次のように表明している。

「何が今日、「人間」に対するわれわれの嫌悪を起させるのか。——疑いもなく、われわれは人間に苦しんでいるのだからだ。——それは恐怖ではない。むしろ、われわれがもはや人間にについて恐るべき何ものをも持たないということと、「人間」という蛆虫が眼の前でうごめいているということだ。「温順な人間」、救いようのないほど凡庸で活気のない人間が、自分を目標や頂点として、歴史の意義として、「より高級な人間」として感じることを知つたということ、——否、むしろ、そういう人間が、そこいらにあふれている不具者や疾病者や疲労者や老衰者——全ヨーロッパが今日その悪臭を発し始めている——とは違ひ、自分を少なくとも比較的により上出来な者、少なくともまだ生活力を持つている者、少なくとも生に「然り」を言う者として感じる限り、そう自負すべきある種の権利を有するということ、これが「人間」に嫌悪を感じさせるゆえんなのだ。」『道徳の系譜』第二論文、11

「ツアラトストラ」の中では、「人間」は「大地の皮膚病」とも言われているが、ここでは「人間」が奴隸道徳によつてすつかり飼い慣らされ、凡庸さであふれかえりながらも、とるに足らないささいな差別意識を根拠に自らの「生」への権利を要求していることに対する嫌悪が表明されている。

このことを考へると、八〇年代日本的な世俗的受容のあり方がいかにニーチエを裏切るものであったかがよくわかるが、それでは反対に、果たしてニーチエは、貴族と奴隸の位階秩序を相対的なものではなく絶対的なものとして称揚したのだろうか。つまりニーチエの「人間」批判とは、「奴隸的」な人間の批判であつて、「人間」一般に対する批判ではないということになるのか。このことを考へるにはやはり、有名な「力への意志 Wille zur Macht」の教説を考慮に入れなければならない。

ボイムラーのナチ的ニーチエ解釈を思い出してみよう。そこでは「力対力」「戦いとしての世界」がニーチエの世界観をなすとされている。実際のどこ

る「力への意志」の教説を思い浮かべてみると、このようなイメージは正当化されるかのように思われる。しかしこの場合の「力Macht」とはどのような力のことなのだろうか。

ドゥルースはニーチェ解釈上の注意点として、「力への意志が「支配欲」を、あるいは「力を欲すること」を意味すると信じ込むこと」N.76はまず第一に避けるべきことであるとしているが、この点はボイムラーをまに受けて単純にニーチェはナチだと信じ込まないためにも、あるいは現実社会でのものもろろの競争や実力主義の肯定というイメージでニーチエを捉えないためにも無視できない。

かりに力への意志がいわゆる日常的意味での「支配欲」であるとすれば、力への意志が一定の既成の価値に従属してしまうことになる。この場合力への意志に価値が先行することになり、結局のところなぜ力への意志が「新しい価値定立の原理」であるのか理解できなくなってしまう。したがつて力への意志は自分とは別の何ものかに対する欲望ではないと考えなければならない。このように考えるとき、「力

への意志」でもって支配欲、名譽欲、金銭欲等々の世俗的欲望を連想することはできないことがわかる。

この「力への意志」はしたがつて社会的な既存の制度内での人間的な行動力としては現れない。ではどこに現れるのか。「力への意志」のある断片によれば、「力への意志」とは「原始的な感情形態」(688)であるという。また別の断片では、「力への意志」とは「一つのパトス」(635)であると言わわれている。つまり「力への意志」は感情として、パトスとして最初に現れるのである。私たちは朝目覚めたときに気分爽快で、体力の充実を感じたり、ふとしたきづかけで昂揚を感じたりする場合を思い浮かべてみると、

しかし他方でこの「力への意志」は、単独で現れるることは絶対にない。「力への意志は抵抗に当面してのみ発現することができる」(656)。あるいは別の箇所では、「働きかけも抵抗もしない無関心は、それ自身では思考されうるものかもしれないが、存在しない」(634)とも言われている。つまり「力への意志」

は常に複数であり、力の多数性のぶつかりあいによって生じ、あるいは一つの力であるように見えてもそこにはすでに多数性が伏在している。このような多様性が「身体」と言われる⁽³⁾。実際に私たちが力を感じる場合を考えてみると、それは重いものを持ち上げたり、激しく抵抗していくものを押しとどめたりする場合であることがわかるだろう。このよううにして力というものは他の力との衝突においてしか感知可能ではない。

しかし二つ以上の力が衝突するとき、強い力は弱い力を支配し、弱い力は強い力に服従する。このとき能動的な力と反動的な力との差異が生まれる。この力の質的差異は、相対的な力の量によって決定される。このとき重要なことは、弱い力が服従するといつても、単純に強い力によつて同化されてしまうわけではなく、逆に抵抗する力、つまり反動的な力を形成するということである。

「人間は、本質的に反動的なものではあるまいか。反動化は人間を構成するものではあるまいか。ルサンチマン、やましい良心、ニヒリズムは、心理学上の諸特徴ではなく、人間における人間性の基礎のごときものである。それらは、

あると定義されうるかもしない。この点では服従のうちにも抵抗があり、自主的な力は決して放棄されてはいない。同じく命令のうちでも、敵対者の絶対的な力は打倒されではおらず、同化されではおらず、解消されではいないといふことが認められる。「服従」と「命令」とは戯戯の形式である。」『力への意志』 642

こうして考えるとき、人間においては「力への意志」を感じることはできるのは、つねにすでに反動的な力、奴隸的な力につきまとわれている場合でしかないのでないかという疑問が持ち上がつてくる。結局のところドゥルーズが『ニーチェと哲学』で中心に据えた問いはこれだったのである。

「生」とは、さまざまの闘争者が互いにふぞろいな成長をとげる力の確立過程の持続的な形式

人間存在そのものの原理である。人間、大地の皮膚病、大地の反動。まさしくこの意味において、ツアラトストラは人間たちへの「大いなる軽蔑」について語り、「大いなる嫌惡」について語るのだ。別の感性、別の生成、それらはなお人間のものであろうか。』『ニーチェと哲学』P.99 (73)

「人間」というのは、意識から出発して諸力の場である身体を探求してしまう。しかし意識に現れる限りでは、いかなる身体的感覺もすでにあとなるものである。「私たちは、原因に関する経験を絶対に持つてはいない。」WM (55) ニーチェは「力への意志」の中で「身体を手引きとして」(659) 考えることを自分に課しているが、その際人間的身体にとどまらず、原始的な有機体の原形質運動等々、非人間的な身體を考慮に入れることを忘れない。そして人間的身体に関しては、身体的感覺に因果性の圖式を当てはめることに対し、この上なく警戒している。「私たちは、力、緊張、抵抗の感情を、すでに行為の

開始に他ならない筋肉感情を、原因であると誤解してきた。」(55) 他方で、身體に関するいわゆる「主観的」な、主知主義的な内省と手を切つて機械論的生理学に頼ったとしても、そこには依然として因果性の罠がある。さらに機械論的生理学のもう一つの罠は、おののが自律的な計量可能な物理的力を基礎におくことによって、力の根源的な多元性を無視してしまうことである。

根源的な「力への意志」であるかのように見えた、意識に現れる感情、感覺がすでに作り上げられたものならば、人間は行動の根拠として自分の感情を利用することは論理的に許されないことになる。ここから感性だけで生きる情念的な人間というものに対する批判を読みとれる。しかし他方で因果性およびそれに依拠する自然科学もまた、「力への意志」をありのままに捉えることはできない。ここからすべてを計算しようとする合理的な人間というものに対する批判を読みとれる。ニーチェの思想が近代的合理主義の批判であることはおそらく広く一般に了解されているだろうが、ニーチェはまたいわいる情念の

単純な擁護者でもない。

4 貴族と奴隸

残る問題は、貴族と奴隸がいかにして構成されるかである。貴族も奴隸も等しく能動的な力と反動的な力との衝突によつて構成されているのだから、貴族と奴隸の区別を成立させるのは、その衝突のあり方の違い、諸力の組み合わせである。

貴族とは直ちに復讐行動に移ることのできる人間であつたことを思いだそう。これは外的な刺激に対して直接に反応できるということである。この反応こそが貴族における反動的な力の役割である。しかしそのためには、反動的な力は現実の外界に向けられ、いつでも復讐行為をとる用意ができるのでなければならない。反動的な力をこのよだな機能へ服させ、監視するのが能動的な力の役割である。この能力が忘却能力であるとされる。忘却能力は、

「……一つの能動的な、厳密な意味において積極的な阻止能力であつて、いやしくもわれわれによつて体験され、経験され、われわれに攝取されるほどのものが——われわれの身体的栄養、すなわちいわゆる「身体的同化」の行われる千態万様の過程全体と同じく——、消化（それは「精神的浄化」と呼んでよいであろう）の状態になつてわれわれの意識にのぼらないのも、この阻止能力のせいである。意識の扉や窓を一時的に閉鎖すること、意識化における隸属性の諸器官が相互に共働したり対抗するための喧噪や鬭争に煩わされないこと、新しいものに、わけてもより高級の機能や器官に、統制や予測や予定に（われわれの有機体の組織は嘉頭政体だから）再び地位が与えられるようになるためのわずかばかりの静穏、わずかばかりの意識の「白紙状態」——これが、前述のように、心的秩序、安静、礼儀のいわば門番であり執司であるあの能動的な健忘の効用である。」「道徳の

ここでニーチェは忘却能力を、身体組織のもうもの運動が意識にのぼらないための「阻止能力」に例えているが、ドゥルーズによればこのことはルサンチマンにも当てはまる。現在の刺激に対しては即座に反応することが要求されるが、過去に被つた苦痛、侮辱に対しては端的に忘れることが要求される。それゆえこの忘却能力を欠いている人間は「消化不良者にも比せられるべき」者、つまりは奴隸であるということになる。

この忘却能力が失われ、現在の刺激でないものが意識の中に流れ込むとき、奴隸が生じる。奴隸とルサンチマンは能動的な力が反動的な力を監視しきれなくなつたときに生まれる。彼が行動することができなければ、過去の痕跡が意識の中に流れ込み、現在の刺激に対して即座に反応することが難しくなっているからもある。この症状が進行すると、奴隸は現在の刺激さえ過去の痕跡と関係づけ、現実の中にことごとくルサンチマンの対象を見出すようになつてしまふ。

そもそもより強い力、支配する力である能動的な力は、なぜ自分より弱い力、服従する力である反動的な力に負けてしまうのか。なぜルサンチマンが蔓延し、奴隸が勝利を収めるのか。ドゥルーズによればヨーロッパの歴史はニヒリズムの歴史であり、貴族と生の肯定が存在したときにはいつでも、引き続いて生の否定の形態が現れた。ギリシアにはソクラテスが現れ、ローマにはキリスト教が現れ、ルネサンスの後には宗教改革が起つた。この疑問に関してドゥルーズは次のように答えている。

「実のところ虚弱者たち、奴隸たちは、彼らの力を算術的に加算することによって勝利するのではなく、他者の力を引き算することでそうするのである。彼らは強者を、強者たるがゆえにできる可能性を持つことから切り離してしまう。彼らは自らの「力」を組み立てることによってではなく、自らの伝染する「力」によって勝つのである。だから彼らは、あらゆる力が反動的なものへと成長してしまつよう引きずつて行

く。それこそが「退化」なのである。」『ニーチエ』p.48

この点に関してはドゥルーズが「奴隸の真理」と呼んだ弁証法の正しさに異論の余地はない。勝利を収めるのはいつも「奴隸」なのである。

5 ヒューマニズムではないドゥルーズの実践的側面について

ここまでニーチエとドゥルーズに即して、貴族を良いもの、高貴なものとして扱ってきた。しかしその際貴族的人間の不可能性に注意を払うことによって、「陽気な」ニーチエ解釈に陥らないように配慮してきた。というのも、ニーチエ的な「陽気さ」は、私たちが日常生活において振る舞っている態度を単純に連想させるようなものではないだろうからである。

近年のいわゆる「ポストモダン」による「ヒュー

マニズム」批判は、そもそもは神の被造物としての理性的で自由な人間というヨーロッパ中心主義的な捉え方を問題化するためのものだった。そこには伝統的な「人間」という捉え方自体が、ヨーロッパ＝キリスト教的人間性をモデルとするものではなかつたかという疑いがあった。しかし他方でこの問題化自体が人間の普遍的尊厳を宙づりにするものであつたため、例えばマイノリティ擁護など、もちろんの実践的言説の根拠がなくなってしまう。そこでそれ代わる根拠として、他者と関係をもつことは樂しく、自己のうちに差異をはらんでいることは樂しいという形で差異が肯定された。思想潮流として差異の肯定と人間中心主義批判とが同時になされたことはこの意味で必然的だつたし、ヘーゲル流の「主人と奴隸の弁証法」がルサンチマン的、奴隸的意識であるとして敬遠されたのもそのような理由によるものだつた。

しかしこのいわゆる「ポストモダン」の受容のあり方の不毛さが近年問題となつてゐる。現実問題として、もうもろの文化的差異が引き起こす深刻な社

会的問題に巻き込まれている人々に対しても、「差異は享受するものだ」という「ポストモダン」的言説は何も事態を変えず、かえって問題を深刻化する危険がある。「ヒューマニズム」批判はこのような残酷な無関心あるいは興味本位な態度の肯定であつてはならないはずである。

かつてサルトルは『実存主義とはヒューマニズムである』の中で、「人間は苔や腐食物や花キヤベツではなく、まず第一に、主体的に自らを生きる投企なのである」ゆえに、「人間は石ころや机よりも尊厳である」と訴えた。このヒューマニズムはハイデガーを始めさまざまな批判を浴びたけれども、サルトルの提出した「人間は各人が自らを選択するものだが、これは各人が自らを選ぶことによって全人類を選択する」とを意味する」という論拠はそれなりに、社会的問題に関する知識人の実践的なアンガージュマンの根拠になりえていた。

それではドゥルーズはどうか。なるほどドゥルーズ自身がすでに、自分にとつては実際的な「政治的」実践よりも、それを準備するような研究の方が重要

であることを隠していなかつた。例えば「記号と事件」では、クレツソールという一学生がドゥルーズに送った手紙に関する応答が掲載されている。ドゥルーズはそこで実際の政治運動に参加しさえすれば問題が解決するわけではないという趣旨の見解を述べている。「問題は特定の排他的集団の性質には関係なくて、(同性愛とか麻薬といつた)特定のものが生み出す効果を、他の手段によつて生み出すことができる、そんな横断的関係に関わっているんだ。」p.231)との起りはクレツソールが自分の行つてゐる活動に参加するようドゥルーズに要請し、自分が編集する雑誌に論文を載せるよう要請した際にドゥルーズが断つたため、腹立ち紛れに手紙で彼に罵倒を浴びせたことにある(彼の批判は、ドゥルーズがただ大学にこもつて本を書くばかりで、デモや集会に参加しないことをなじつたものらしい)(4)。

しかし彼自身は、「二一チエと哲学」で典型的に示した「弁証法」への拒絶にも関わらず、「欲望する機械」の概念をガタリとともに練り上げた「アンチ・オイディップス」以降、マルクス主義者を自称して、

新左翼運動と独特の関係を結ぶことになつたことからもわかるように、現実的な実践への意志を持つていかつたわけではないのである。

ところでこの点に関しては、「欲望する機械」の機能としての「生産」という概念のもつ含意の開発や、またテクスト外的にはガタリを通じて知つたアントニオ・ネグリらおよび「アウトノミア」運動への関心等も重要な契機であるだろう。しかしながら、マルクスこそはニヒリズムの三形態であるヘーゲル、フォイエルバッハ、シュテイルナーを別の視点、すなわち経済的下部構造から批判した思想家であることを思い出せば、彼は自分がマルクスと同様、ニヒリズムの問題に対しても一定の解答をなしえたと考えているということもありうることである。この推測は、結局哲学以前的な意味で「無邪気な」ドゥルーズという平板なイメージに収まつてしまふ。

そこで別の契機として浮かび上がつてくるのは『マゾッホとサド』⁽⁵⁾である。実際ニーチェ的な「運命愛」、「逆境への愛」が日常語に翻訳されるとき、

それは「マゾヒズム」と呼ばれ、意味の平板化を被る。この「マゾヒズム」を「サディズム」の単なる補完物という地位から救い出し、むしろその積極的な潜在性を開発することがこの著作の課題であった。このことを念頭に置けば、哲学的厳密性をまったく損なうことなく、抑圧された人々をその苦悩をも含めて愛することができたドゥルーズ像を私たちには思い描くことができる。

結局のところはおそらく、苦悩と陽気さとが対立させられるのは、哲学以前の素朴な言説においてでしかないだろう。しかし苦悩がまた快樂でもあることを体験することができるのは、哲学的思考であれ社会的実践であれ、その深みへの愛、その深みに至ろうとする意志をもつてでしかないのではないかろか。

註

- (1) カール・レーヴィット、『ニーチェの哲学』
S.290-296参照。この点に関してレーヴィット

自身は、ボイムラーが永劫回帰の意味を読みとれなかつたことを指摘して、永劫回帰のない力への意志は価値や正義を打ち立てることができないと批判する。

(2) NP.Chap.5 参照。ちなみに、この弁証法家たちとの関係もまた、レーヴィットがすでにもつていたものである。【ヘーゲルからニーチェへ】I 参照。

(3) ニーチェは人間以前の有機体にも、あるいは無機物の中にさえ「力への意志」を認めているので、このように定義された身体は、複数の力があつかりあうときにはいつも成立することになる。ドゥルーズはこの意味で「もちろんの力の関係だけが、化学的、生理学的、社会的、政治的な身体を構成する」NP.65(45)と述べ、非有機体にも身体性を認めているが、ニーチェ自身が次のように述べている。「精神の全発達にあつて問題なのは、おそらくは身体である。すなわちそれは、一つの高次の身体がおのれを形成しつつあるということの可感的となつていく

歴史である。有機的なものはさらに一層高い段階へと上昇していく。自然を認識しようとの私たちの熱望は、身体がおのれを完成しようとする一つの手段である。ないしはむしろ、身体の栄養、居住の仕方、生活法を変化せしめるべく無数の実験がなされているのである。意識と意識のうちでの価値評価、あらゆる種類の快と不快は、こうした諸変化と諸実験を示すものである。結局のところ、問題なのは人間では全然ない、人間は超克されるべきであるからである。」
【力への意志】676

(4) 他方またこの本の中で注目すべき」とは、訳者後書きにもあるように、自殺に先立つ九年前、自殺に関してドゥルーズが述べていたことである。「主体化、つまり「外」の線を折り畳む操作は、単に保身に励み、難を逃れる方法だと考えられてはならない。それどころか、主体化こそ線に挑み、線をまたぐ唯一の方法なのです。その結果、死や自殺に向かつて歩むことになるかもしれません、シユレーターとの風変わりな

対談でフーコー自身が述べているように、その場合の自殺は生に充ちあふれた芸術になりおおせているのです。」p.191ここで彼がシュテイルナーから学んだ「能動的自己破壊」を結びつけずにはいられないが、いずれにせよこの点を考慮すれば、ドゥルーズ的な陽気さを共有するとの困難さが思いやられるだろう。

(5) この著作でも、フロイトの「死の衝動」と「生の衝動」とについて、『ニーチェと哲学』における「能動的な力」と「反動的な力」に関してと同じ举措が（ただし反転したかたちで）繰り返される。「死と破壊への衝動は、間違いなく無意識に備わっている、というより与えられているのだが、決まって生への衝動と混同されたかたちとしてなのだ。〈エロス〉と呼ばれることは、〈タナトス〉の現前化の条件のようなものである。したがつて破壊、破壊に含まれる否定性は、必然的に建設もしくは快感原則への従属性的融合といったものとしてあらわれてしまう。」

と絡み合ったかたちでしか現れえない。

（ちなみにデリダが「差異」を「絡み合い」として考えているのに対し、ドゥルーズには「純粹差異」の概念があるため、結局ドゥルーズは同一性を起源におく伝統的哲学と同じ帰結に陥るのではないか、という批判を時たま耳にするが、この点に関しては以上のような論点から、一人を対立させる必要を筆者は感じていな。逆に言えば、デリダが好んでハイデガーから援用する「純粹自己触発」は「純粹差異」であるし、これを現前する起源として指定してしまうという誘惑に対しでは絶えず抵抗しなければならない。）

ところでもう一つ興味深い点は、この著作では「弁証法」の概念が積極的に多用されていることである。「弁証法的精神がマゾッホの言動の活力となつてゐるのである。」p.31この点に関してもまた、ドゥルーズの新たな側面として精緻な読解が要請されよう。

略号について

ドゥルーズ

NP 『ニーチェと哲学』 足立和浩訳、国文社
(*Nietzsche et la philosophie*, PUF, 1692)

N 『ニーチエ』 湯浅博雄訳、朝日出版社

ニーチエ

GM 『道徳の系譜』 木場深定訳、岩波文庫、数字
は章番号

WM 『権力への意志』 原佑訳、ちくま学芸文庫、
数字は断章番号（クレーナー・ポケット版を踏襲と
のこと）

その他、邦訳しか参照していないものは特に銘記
しない。

(むらた のりお 一橋大学)

「取り囲む」こと

「探求」の Umgebung 概念をめぐつて

水本 正晴

1 「探求」第一部と第二部

ウイトゲンシュタインの『哲学探求』（以下『探求』）は、周知のように一部に分かれている。それを

読んだ者は、パートIは主に言語について語られており、パートIIは主に知覚について語られている、という印象を受ける。これら二つの部分は主題的に分裂しており、相互に無関係にさえ見える。ハッカー（一九九六）も、彼の bulky なアナリティック・コメンタリーシリーズの最後の巻の序文において、ウイトゲンシュタインは第II部を第一部の中に組み入れて出版しようと思っていたのだという『探求』の編者の証言に対し（彼がそのような意図を持ったであろうことは認めながら）、もしそれが実行され

ていたとしても失敗したであろう、と決め付け、こう続ける。

確かにいかにしてそのような多くの題材、特にアスペクトの知覚についての長たらしの議論が、議論の構造の大きな分裂なしに現存するテキストの中へと組み入れられ得たか、理解困難である。（xvi）

そこで彼は、ウイトゲンシュタインの一九四六年以降の手稿は「新しい方向への旅立ち」を示していると考えるフォン・ライトに従って、結論する。

ウイトゲンシュタインが「将来の」ある段階において

て、第二部を第一部のテキストの中へと組み入れたであろうとなからうと、事実彼はしなかつたのである。第二部は同じ本の一部分をなしてはいないのである。(xvii)

そしてこれが『探求』のコメントリーのシリーズを第二部の分析なくして終わらせた彼の正当化なのである。

しかしこれは、『探求』の分析を19年もの間に渡つて続けてきた人間の態度としてはあまりにも残念な結論であろう。彼らの意見を認め、もし第二部が全く新しい方向へ向かってしまつてゐるとしても、それをもつて二つの部分が何の関連もない、といふことは帰結しない。百歩譲つてそこに何の関連もなかつたとしても、今度はウイートゲンシュタインの思想が「いかに」変化し、どの方向へ進み始めたのか、を示すことが彼の義務なのであり、それによつてまた第一部の読みにも新たな光を投げかけることができるはずなのである。あれほど異なるウイートゲンシュタインの二つの著作、『論考』と『探求』

の間の関係についての研究には事欠かないのに、同じ書物の中の第一部と第二部の繋がりが、哲学的に有意義な研究に値しないことがあらうか。

ハッカーは、明らかに、後期ウイートゲンシュタインの思想の核心は『探求』第一部に、それゆえ言語ゲーム論にあると考へてゐる。だが例えばラッシュ・リースは、『青色本・茶色本』の序文で、アスペクトや「何かを何かとして見る」ことを巡る議論の背景には、『探求』前半部で彼の示した言語の描像があまりにメカニカルなものになつてゐるのではないかという危惧があるのだと示唆し、その序文を「言語ゲームでそれほど多くのことができるわけではない」という言葉で結んでゐる。彼のこの文章が正當な注目を集めてきたとは言い難いが、私はむしろリースに従い、第二部の重要性を視野に入れながら『探求』全体を有機的に捉えることを目指したい。私はそのためには、ここで *Umgebung* というあまり注目されることのない語を取り上げて、その語の背後に横たわる考え方を掘り起こしてみたい。この語は解釈者の間でもほとんど言及されることではなく、たと

え例外的に注目されても、『探求』第一部の使用を中心として展開されており、第二部における使用は考察から抜け落ちてしまた。これに対し、私は「(ハ)べ、」の語への注目が『探求』の本当の転回点を明らかにし、延いては『探求』全体、べには『確實性』を含むウイットゲンシュタインの後期思想全体に全く新しいアスペクトを切り開く」とになると主張する。

2 Umstand \rightarrow Umgebung

【探求】に登場するUmgebungの節 (とページ数)
5' 18' 97' 216' 250' 412' 539 (2)' 540 (2)'
583 (2)' 584 (3)' 603' p.181' p.195' p.208'
p.210' p.215' p.219 (ト線は『探求』第二版の
Registerに実際に登場するもの。()の中の数字は複数回登場した場合の数)

一九六七年の第三版から付いた『探求』巻末のインデックスには、Umgebungと云う語がすでに挙げられているが、それにはたつたらしか登録を見出せない。ところが私の調べた結果では、上に見るよ

に、十七箇所に渡り、計二十一回も使用されている。インデックスは、第一部における言及の全てを無視している。そしてこれが、これまで第一部におけるこの語の役割が見逃された一因であろう。編集者は、(ハ)べにおけるこの語の使用を重要でないと考えたか、少なくとも第一部における使用とは性質が異なり、第一部の使用こそが本質的である、と考えたのであろう。しかし、果たしてそれは本当であろうか。

『探求』におけるこの語の使用を一つ一つ見ていくば、第一部の前半（第一二—六節まで）は、様々な仕方で使われ定まった意味を持たないが、それ以降、この語は以下のようUmstandという語とほぼ同じ意味で使われてゐるのがわかる。

自分にとって全く親しみのない言語が通用している未知の国へ、研究者としてやってきたと思え。どのような状況(Umständen)のもとであなたは、その土地の人たちが命令を下し、命令を理解し、これに従い、命令に逆らう、等などと云ふであろうか。(PU

なぜ犬は痛がつてふるふりをする」とができないのか。[...] 恐ひく、特定の状況の下では、痛みを感じていないので痛がつてふるようななき声を出すよへ、教え込むことができよへ。だが、本当にそう見せかけるためには、いの振る舞いにはまだ相変わらず正当な周囲(Umgebung)が欠如してゐる。(PU 250)

いののような種類の状況(Umständen)のもとで我々は相手に問うるのだろうか。「あなたがこれを想像した時、あなたのなかで何が起つていたいるのか」と。—— そしや、いののような種類の答えを我々はそへで期待してゐるのか。(PU 394)

[...] 私はいの命題を、自分の見てゐる明るさの効果が脳の一定部分の興奮によつて生み出されてゐるのを示す」とを目的とするような、ある実験の最中に発言する」とわざときたであらう。——しかし、私はこの命題を、日常的なパラドクシカルでない意味を見

持つてゐるよへな環境(Umgebung)の中では発言しなかつた。(PU 412)

いのにおいて考察の主題となつてゐるのは、特定の状況の下で有意味となり得てゐるが、もしそれらが違つていれば意味をなさなかつたか、違つた意味を持つたであらうような發話や振る舞いである。Umgebung も Umstand も、そのような發話や振る舞いに先立ち、それらに意味を与え、理解可能にする何かと考えられてゐる。だがそれら自体が分析的对象となつてゐるのではない。主題はあくまでもそれらを前提して行われる言語ゲームである。しかしながら、これ以降、Umgebung はそれまでの Umstand の意味を引き継ぎながら、さらにそれとは違つた新しい独自の意味を持つようになる。それは両方の語が使われてゐる、第五三九節から始まゐ。(そへの英訳では Umgebung はアンスコムにより contextへ訳されてゐる。)

私は微笑を浮かべた頭部を描出している像を見

る。その微笑はある時には好意あるものとして、ある時には悪意に満ちたものとして捉える時、私は何をしているのか。私はそれをしばしば、好意ないし悪意に満ちた空間的・時間的取り囲み(Umgebung)の中で表象しているのではないか。すると、私は、この像に加えて、この微笑を浮かべている者が遊んでいる子供を見下ろして笑っているとか、その反対に敵の悲しみを見下して笑っているとか、想像しているのかもしれない。

この点については、私が一見好ましい状況をそれ以上の取り囲み(Umgebung)によって別様に解釈することもできる、という事実によって、いささかの変化も生じない。特別な事情(Umständen)が私の解釈を転換しないなら、私はある種の微笑を好意あるものと捉え、「好意ある[微笑]」と呼び、それに応じて反応するだろう。(PU 539)

ある人は一秒間衷心からの愛や希望を感じ覚できるのだろうか。——この一秒に何が先行し、あるいは後続しようとも。——今起こっている」と意味があるのは——このような状況(Umgebung)においてである。状況(Umgebung)がそれに重要性を付与するのである。・・・(微笑んでいる口が微笑んでいるの

ものとして興味深い。そしてこのような考え方こそが「探求」後半を特徴づけるものであると私は考える。この節の第一のパラグラフによれば、像を違った風に見るということは、取り囲みを「想像する(vorstellen)」「解釈する(deuten)」と結びついている。Umgebung も Umstand もアスペクトを転換させ得る背景であるが、事実的に世界の側にあるUmstandに対し、Umgebung は我々自身のそのような(我々の側の)「活動」と結びついていることに注目して欲しい。」)」)」)これまで單に「条件」として要請されてきたUmgebungが積極的に主題化されてくるようになる。そのことは、次のような節からも見て取れる。

は、人間の顔の場合だけである。) (PU 583 強調前者水本、後者原文)

ハハにおいて *Umgebung* は文の主語として使われ、出来事や振る舞いに意義を与えるという積極的な役割を担っている。その意味で取り囲まれるものよりもむしろ取り囲みそのものがハハで強く意識され、強調されているのである。(それに対し、前半部においては *Umstand* も *Umgebung* ハハまで積極的な意味で主語となつてゐる例は見られない。) そして次の節に、有名な「王の戴冠式」の例が述べられていくことにも注意せねばならない。そこでは、壯麗な戴冠式も、その出来事のうちの一瞬間をその状況 (*Umgebung*) から切り離して別の状況の下に置いてみれば、それが全く滑稽なものと見えてくる、ということが語られる。ハハでも *Umgebung* と我々の想像との関係が密接であることに異論はないであろう。

わらに注目すべし」と、「探求】の第一部においては、*Umgebung* は "umgeben" へ動詞の形で以下のように使われてゐる。

私は二つの画像を見ている。一方ではウサギ・あひるの頭がウサギに取り巻かれて(umgeben)おり、他方ではあひるに(取り巻かれているのを)。私には同等性が認められない。(PU p. 195)

そしてそれを取り囲む(umgeben)自分の空想次第で、私はそれを様々なアспектの中に見ることができる。(PU p. 210)

「それが私の口に出かかるつていて」ところの言葉は、「今や私はその先を知つていて!」ところのと同じようふに、体験の表現ではない。——我々はこの言葉をある種の状況 (Situatienen) の中で用いるが、それは特別な種類の振る舞いに、また多くの特色ある体験に取り囲まれて(umgeben) いる。(PU p. 219)

最初の例だけでもハハの概念が第二部においてもいかに重要であるかがわかるはずである。第二部の主要な主題であるアスペクトの変化は、像が取り囲ま

ることによってもたらされるとここで明確に示されているのである。上の第五三九節において、明らかに「取り囲みによるアスペクトの変化」という考えがすでに前提されていたが、それがアスペクトの転換を主題的に論じる第二部になって、取り囲みの働きはよりはつきりと意識され、その語自身が動詞として使われるようになったのである。

第二の例においては、Umgebungは何か発見されることを待つているようなものではなく、主体が自發的な想像によってUmgebungするものとして登場する。Umgebungが単なる背景のようなものに留まる限り、それは我々の思考の主題としては現われない。それは「知つてゐる」と意識されない知として、普段はただ「文脈」と呼ばれているものである。しかしそれが動詞として使われることによつて、それは今や主体の意志的な活動と結びつき、思考や信念の形成、あるいは世界の認識においてアクティヴな役割を演じている。地と図の対比からすれば、今や背景としての地が考察の主題となつてゐるのである。

3 「探求」内の転回と連続性

」のような「取り囲み」の考えは、以下に示すよ

第三の例においては、ある表現がある特定の状況の中で用いられるのであるが、その状況 자체が様々なものに取り囲まれてゐるとされている。ここで「取り囲む」ものは、具体的には振る舞いであり体験であるが、さらに重要なものとして「語を思い出す」といった時間的に後の出来事も含まれる、ということである。このことは、取り囲みとして考えられるものの範囲がいかに広いかを物語つてゐる。(よつて取り囲みには当然、社会的状況や自然誌も含まれ、時間的には現在(あるいは未来)が常に過去を取り囲む、という関係にあることがわかる。)そして、この取り囲みは空間的にも時間的にも同心円状に広がつて行き、さらに広い取り囲み、そのまたさらには・・・と続いていくのである。

このような「取り囲み」は「状況」と違い、自発的な活動と結びつき、アスペクト転換をもたらすことのできるダイナミックな概念であると言えよう。

うに【確實性】にまで引き継がれており、私はこれが
するものであると考へてゐる。ここではこの思想を代表
の（単なる「後期」と区別して）「最後期」の思想を
と呼びたい。そしてこれまでの議論が正しいなら
ば、我々が【探求】内部に見出すべきギャップは、
ファン・ライトやハッカーの主張するような第一部
と第二部の間にではなく、この思想が現われる前と
後、に見出されねばならないと言えるだろう。では
それは、具体的にはどこにあるのか。

ウイットゲンシュタインは1944年の秋までに書き
上げた（後に【探求】となる）部分に対し、45年の
「月序文」を書く。それはファン・ライトにより【探
求】の「中間版」と呼ばれているものであるが、そ
の時点においてそれは全体で三〇〇節から成り、最
後の節は現在の第421節であった。ところが彼はす
ぐに新しいタイプ原稿を口述し始める。このTS
228と中間版から【探求】第一部の最終稿 (TS227)
が出来上がるのであるが、TS 228は主に既に書か
れた手稿から成つてゐることから、そこに登場する

考へは以前からすでに彼の中にあつたことがわか
る。

しかし上に示したように、この「取り囲み」の考
え方が登場するのは第五三九節からであり、中間版
の中にはこの考へを展開した部分は恐らく含まれて
いなかつた。このことは彼が意図的にこの考へを
【探求】後半まで保留しておいたと見ることができ
よう。さらに、「茶色本」の構成、つまりそれが第一
部と第二部に分かれ、第一部がアウグスティヌスの
言語観から出発して言語ゲームの考へを導き、第二
部でアスペクトや「として見る」ことが論じられる、
という構成を見れば、ますます【探求】第一部の
議論が唐突な方向転換であつたという考へに説得力
はなくなる。【探求】が【茶色本】の書き直しとして
意図されていたのなら、【探求】第一部はすでに最初
からある程度想定されていていたと考えるべきであ
ろ。【探求】第一部の基となる手稿は主に一九四六年
から四九年の間に書かれたわけだが、内容的にはす
でに見たように第一部の後半（四二三節以降）と連
続的に繋がつており、後者ははるか中間版以前の草

稿から選び取つて構成されたものであつた。実際、『探求』第四二二節（中間版）以前は *Umgebung* は（アドホックな使われ方で）六個所に登場するのにに対し（*Umstand* は一九個所）、それ以降（第二部も含めて）は十個所一五回も使われている（*Umstand* 二個所）。第一部に先立つて既に「」からそれまでと違う展開が始まつてゐるのは明らかだろう（これ以降、『探求』「前半部」とは第四二二節までを、「後半部」は第四二二節以降と第二部を合わせたものを意味する）。それはウイトゲンシュタインが『探求』後半部のアプローチを前半とは違うものと意識していたことを示すかもしれないが、同時に第二部が「全く新しい方向への出発」であった、ということを逆に否定するものである。

4 アスペクトと「取り囲み」

ではしかし、この「取り囲み」によつて、『探求』に実質的には何が加わつたというのだろう。この考え方があスペクトを巡る議論と結びついてゐるのを上に見た。よつてこの問い合わせの答えは、「取り囲み」の

導入によつてアスペクト概念がいかに変貌したかを示すことによつて答えることができよう。『探求』の「として見る」ことやアスペクトを巡る議論は特に第一部で集中的に論じられるが、前半部ですでにアスペクトの概念が方法論的に重要な役割を演じているのは見逃されがちである。ただしそこではそれは「取り囲み」ではなく「展望」という概念と結びついている。ベイカー（1991）は『探求』前半部の *Übersichtstät* 念を分析し、そこにおけるウイトゲンシュタインの方法論を、異なる表現や別の可能性を並置することによって正しいアスペクトを見えるようにする、というものであると説得的に論証する。それは我々を捉えて放さない特定の見方（像）（e.g. PU115）から自由になるためであり、そこで問題となつてゐるのは我々が陥りがちな哲学的思考様式であつた。よつてそこにおけるアスペクトは主に失われたり（PU 63）、隠されてしまつたり（PU 129）、逃げてしまつ（PU 387）ようなものである。それに對し、第四九三節では、想像によつてアスペクトが全く変わつてしまつ」とが示唆され、第五三六節では、臆

病な顔を大胆な顔と考えることができると「言う時、我々はアスペクトについて語つてゐるのだとそれる（後者はすでに見た第五三九節の取り囲みによるアスペクトの転換の議論に直接繋がつていく）。」この浮かび上がる『探求』前半部と後半部のアプローチの違いは以下のようなものである。

前半部においては「状況」が言語ゲームに先立ちそれを制約するものとして前提されていた。それを正しく見ない者は、誤った像に捉えられてしまい、逆に誤った像に捉えられた者は状況を見ようとしない（よつて「考へるな、見よ！」）。展望の効いた叙述によつて、我々は新しいアスペクト（別の可能性）を見出すことができる。しかしそれはまだ、何が「正しい」アスペクトであるかについては語つていない。そしてそこには状況が必要とされるのである。ところが後半部において、ウイットゲンシュタインは逆に状況を捨象してみよ、と勧めているかのようである。つまり命題や像や振る舞いを、それを取り囲む状況から切り離し（PU 525, 583-4, 652, etc.）（想像により）別の取り囲みを与えることによって、それが

（アスペクト転換の結果）別様に見える、という事実に目を向けさせるのである。まとめるならば、状況は言わば「非自発的取り囲み」、想像は「自発的取り囲み」として相互補完的に働いているのであり、それによつて初めてアスペクトと取り囲みの間のダイナミックな関係が浮き彫りにされるのである。

5 「規則に従うこと」と取り囲み

「うして『探求』の前半部と後半部とが「取り囲み」の思想を媒介としていかに密接に結びついているかが見えてくる。取り囲みの考え方を理解した我々は、その観点からもう一度『探求』前半部の議論を捉え返すよう促されるのであり、その意味で『探求』後半部は前半部の思想をあたかも取り囲むような役割を果たしているのである。そしてその結果『探求』前半部はそのアスペクトを転換することになる。以下ではそれを具体的に見るために、その考え方を前提すれば規則に従うことの議論がどのように見えてくるかを簡単に見てみよう。

5-1. 「事実」 ネッカーキューブやウサギ・あひるの図のように、確定した取り囲みのない图形は、どちらのアспектが「正しい」か、という事実性を欠いている。だが他方、特定の状況の中に埋め込まれていれば、例えばそれはウサギとして見る「べき」である、ということが言えるようになる。「意味している」「規則に従っている」といった事実も、それを取り囲む状況の中で初めて成立するのである。この「事実の状況依存性」と呼ぶべきものを無視すれば、我々は規則や行為を恣意的にいかようにでも解釈できることになる。「状況」がなれば、「いかなる規則に従っているか」に事実性(fact of matter)は存在し得ないからである。しかしもしそうならば、例えばこれまでの過去の足し算は有限である以上、新たなクワズの慣習で取り囲めば、過去我々が「何をしていたか」についてのアспектは転換し、我々はずつと足し算でプラスでなくクワズを行っていたのだ、ということが事実となるかもしれない。だがこれは取り囲みには終わりがない、ということを意味しているだけで、同様のこと

は歴史的出来事についてよく起ることであり、人はしばしばその時には本人にも決して知り得ないことをなしてしまうことがある。(例えば「後に独裁者となる男を生んだ」) しかしそれでも事実は取り囲みに依存している」とに変わりはなく、ここから事実の反対論を導き出してはならないのである。

マクドウェル(McDowell 1984)がクリップキの懷疑論に対し、共同体による慣習を持ち出して事実を擁護したのは恐らくこのような考え方を背景にしてであろう。しかし、そのように慣習を取り囲みとして与えることがいかにして我々の恣意的な解釈を制約するのか、の具体的なメカニズムが与えられない限り、それがなぜそもそもクリップキの懷疑に対する解答であるのかを見て取ることは非常に困難である。そこでは我々は、規則に従うこととは様々な解釈の中からあるものを(自発的に)選択することであり、よってそれぞれの場面で我々は「決断」をしているのである、といった根元的規約主義(それは結局全ての理解を解釈に、全ての「見る」を「として見る」に還元する立場である)に容易に陥ってしまう。

5.2. 「自然」 これに対し、取り囲みの議論が明らかにするのは、取り囲みによつてアスペクトが「自然に」転換する、ということである。これは状況がアスペクトを自然に制約している、ということであり、それは我々の自発的解釈や決断に先立つてゐるのである。このことはアスペクトを見ることが言語ゲームよりも遙かにプリミティヴな能力であることを示している。その意味でアスペクト転換は動物にも可能であるかもしない。そしてその時人間に特徴的であるのは恐らく「自発的に」アスペクトを転換させる能力であろう。我々はここにリースの言つていた言語ゲームという方法論の限界を見て取ることができる。ウイトゲンシュタインは確かに「探求」前半部において我々の慣習を含んだ「自然の諸事実」を強調する。しかしこのアスペクト転換という自然が与えられない限り、目につくのは我々を「盲目的に」規則に従わせる傾性ばかりなのであり、それを（あまりにメカニカルな説明だとして）拒否するならば、今度は逆に我々の「自然な」部分を全

く捨象して、規則に従う行為を全て自発的判断に還元してしまった根元的規約主義しか残されていないかのように見えてしまう。取り囲みの議論によつて初めて、自分自身の行為もすでに（状況に制約された）特定のアスペクトの下で捉えられている、ということが明らかになり、我々がいかにして「自然に」規則に従うことができているかが理解できるようになるのである。

5.3. 「存在論的ギャップ」 このような考え方の理解を妨げる要因の一つに、我々がアスペクトを何か「内的な」ものと考へてしまつことがある。アスペクトを「私的な」ものや我々の「頭の中」にあるものと考へると、アスペクトによつて行為をいかに捉えるか、という疑似問題が生じてくる。（あたかも両者を比べることができるかのように）確かに「探求」前半部では、「像」と世界との間にはギャップがあるかのように語られる。しかし、我々が哲学の病から抜け出すのは、正しいアスペクトを見るようになることによつてであり、それがアスペクト転換の過程

であるのならば、そこにあるたのは存在論的ギャップであつたと考へる必要はない。例えば欲求の場合であつても「ここにケーキがあつて欲しい」と我々が望む時、我々はまさにここにケーキを望んでいるのであり、頭の中に望んでいるのではない。実際、「内的像」という概念は、「外的像」をモデルにしており混乱を招く(PU p. 178)。アスペクトの認知が「視覚体験プラス解釈」(p.193)ではないとすれば、経験内容としてのアスペクトがすでに概念的であつても、世界との間に存在論的ギャップはないと考えるべきであろう。

5.4. 「誤り」と「規範」しかし、存在論的ギャップがないにしても、アスペクトとそれに従つて身体を動かす「傾性」の(二つの自然の)関係はあくまでも「自然な」繋がりでしかない以上、自分が「何」をすべきか(観察によらない実践知としてのアスペクト)、と「何」をしているか(そのアスペクトの下で捉えられた行為)、との間に(存在論的でなく内容に関する)ギャップ(例えば簡単な計算間違い等)は

生じ得る。しかしこのタイプの「誤り」の場合、(アスペクト転換が生じない限り)訂正されたり非難されるのはアスペクトによる行為のコントロール可能性の問題である(「規範性」はまさにここにおいて意識されることになる)。だが圧倒的に多くの場合「誤り」は行為でなくアスペクトに関わっており、本人はより広い取り囲みを知つた結果アスペクトが転換することでそれを認識する。このことが意味するのは、ここでの誤りの原因は(取り囲む状況についての)無知に存する、ということである。とにかくいずれの場合においても、規則と行為はすでに同一のアスペクトの下で捉えられている以上、そこに通常(自発的)「解釈」で埋めるべきギャップはない、ということは指摘しておかねばなるまい。

6 まとめと展望 *Umgebung* プログラム

小論ではウイットゲンシュタインが『探求』第二部を第一部後半に組み込もうと考えていた、というアシスコムらの証言を内容的にも確証することができます

たのではないかと思う。もしそうならば、それが行われてもきっと失敗したであろうと決め付けるハッカーの言葉がいかに根拠のないものであつたかが示せたはずである。『探求』内部に新しい方向への「転換」があるとしても、それは第一部の後半からすでに始まっていた。しかも『茶色本』との連続性を考えれば、『探求』は第二部も含めた全体で初めて完結するのであり、ウイトゲンシュタインが『探求』に第一部を付け足したのは決して單なる気まぐれではなかつたのである。

最後に、上で少しだけ展開した「取り囲み」の思想は、言わば「Umgebung プログラム」として一つ

の大きな全体をなすべきものであり、ここではその射程を（規則に従うこと以外の）いくつかの重要なトピックについて粗描を与えることで浮かび上がらせたい。

部で見た *Umgebung* の動詞としての使われ方も MS119 の「一九三七年の書き込みに既に見られ (PO p. 379)」の考え方の数学の哲学との繋がりをうかがわせる。『探求』において排中律の問題が「像」の観点から語られている (PU 352) ように、そもそも数学的「ねばならぬ」も「像」と「他の可能性を見ないこと」によって考えられているのであり、「証明は展望可能でなければならない」という要請も「」に関わっている。であれば、そこにもやはり取り囲みによるアスペクト転換の可能性が前提されていると考えるべきであり、以下のようないいきの言葉はそれを確証するものである。

証明は命題の取り囲み (*Umgebung*) である。 (RFM p.195 (rev. p. 433))

またここで初めて我々は、彼がいかなる意味で「証明が命題に意味を与える」と考えていたかを明確に理解することができる。この観点から彼の数学の哲学は読み直されねばならない。

(1) 数学の哲学

この取り囲みの考えはその起源から彼の数学の哲学の展開と密接に関わっている。我々が『探求』第二

(2) 心的内容の因果的効力

ボゴジアン(1989)は、この問題が我々のように意味や心的内容の非還元論的立場を取る者にとつてのただ一つの最も大きな困難であると考える(p. 549)。しかしすでに見たように、(アスペクト(心的内容)と自然に結びついていれば)身体を動かす動力因は盲目的な傾性でよいのであり、アスペクトはそのような身体の運動と(教育と訓練を含めて)「統制的に」関わる。その結びつきは例えばエンジンに対するステアリングのような関り方ではないだろうか。その意味でこの繋がりは出来事因果というよりは事実因果であると理解すべきであろう。アスペクトを頭の中のものとするならともかく、アスペクトと世界の間に存在論的ギャップはない以上、心的内容は頭の中に限定されていない。よつて我々はむしろ日常心理学に基づいた語り方、例えば「彼は信号が青に変わったから車を発車した」をそのまま(事実因果の意味で)因果言明としてもよい、ということになる。

(3) 自発性／受動性

上において解釈や想像を自発的なものと見なしてきたが、それはそれらがある種の活動であるからだから、カント的に悟性の働きであるからではない。それは一般にそれらが与えられた文脈から独立になされたり、新しい文脈を生み出す端緒であるからであり、自発性／受動性の区別こそが実は取り囲みに依存しているのである。概念能力の働き即自発性としてしまうならば、いかに脅迫されていようともそこに判断が働いている限り全て自発的行為と見なされねばならなくなる。しかしそれではそもそもこの区別の眼目を失つてしまふことになろう。この点についてアリストテレス(『ニコマコス倫理学』)による分析が役に立つ。曖昧な部分もあるが、彼の考えは我々の取り囲みによる定義に近い。彼は二種類の非自發的(不随意的)行為を区別した/一つは脅迫などによる強制された行為であり、もう一つは無知ゆえになされた行為である。だが両者は適切な取り囲みを与えることで初めて非自発的となることに注

意したい。我々の自発性／受動性の区別は本質的に取り囲みに相対的なのであり、そこから取り囲みをより大きくすればするほど人間の自発性が失われて歴史的必然の中に飲み込まれていくのが理解できよう。

(4) 行為論

ニコマコス倫理学におけるアリストテレスの関心は倫理的なものであり、我々のものとは少々異なるが、我々は少なくとも通常は「自発的に」誤ることはない。よって我々の誤りについても、この観点からもう一度捉え直すことができよう。対応する二つの誤りを考えるならば、まず脅迫は、状況に対するコントロールの欠如、と見れば、それに対応するものは、やろうとしてできなかつたもの、例えば言い間違い、書き間違いのような主に身体のコントロールの欠如に由来するもの、とできよう。そしてもう一つはそのまま、無知ゆえになされた誤りである。後者は行為の場合には理解しやすい。しかし経験における誤りは、無知との繋がりを認識するの

は難しい。だからこそ哲学者は経験における誤りを説明するのに失敗してきたのであり、逆にこのことが経験を究極の正当化への根拠とする考え方を可能にしてきたのである。本論で粗描した誤りのモデルは取り囲みによるアспект転換という考え方を使うことで初めて経験の内容と無知との繋がりを示すことができたのである。

経験におけるコントロールの欠如は、アンスコムが実践的知識とした「觀察に拠らない知識」をアスペクトとして理解することで、また興味深い事実を説明する。例えば禁煙に取り組むある人のアスペクトによれば、ある経験が「最後の一本を吸う」といいう経験であるとしよう。しかしその認識を誤りにならためには、彼はそのアスペクトを以後の行為で自ら取り囲むことによってそれを「事実」としなければならないのである。コントロールが欠如すれば、その認識は誤ったアスペクトに基づいていたことになる。「知つていれば意志の弱さはあり得ない」というソクラテス的理想が成立しないのは、よつて、「知識」そのものが以後の行為に依存している、

という事実によって説明されるのである。」の理解にもアспектが不可欠であった。

(5) 全体論

クワインは『二つのドグマ』において、「体系全体を出来るだけ乱すまい」という我々の「自然な傾向」について語っている。その「自然な」傾向には、取り囲みによるアспектの自然な転換を加えねばならない。全体論的制約は整合性を前提し我々の（自発的）推論と判断に依存するものと、アспектと取り囲みによる自然な制約があり、後者は主に経験内容を制約している。丹治(Tanji 1998)もクワインの全体論は観察文にまで拡張されねばならないと指摘したが、それに加えてそこにおける全体論的制約が「自然な」ものであることを強調しなければ、様々な可能な傾性としてのアспектの内どれが「正しい」ものであるか、クワインのアプローチでは文字どおり理論の全体を自発的に検査してみるまでは言えないことになる。そのような全体論はあまりに不自然であり、その意味で彼の自然主義は不自然な自然主義であると言わねばならない。

(6) 内在主義

我々は経験を「外的」な制約と考へることを拒否する。また我々は「誤り」が（コントロールの問題で）あるトリヴィアルな例を除けば）無知に存するとした。適切な状況の下では経験内容としてのアспектはそれだけで「知識」としての権利を持つのであり、そこでは正当化も検証も必要ない。それが誤つていての可能性も当然あるが、それは状況についての我々の無知に起因するのであり、それが正しく捉えられている限り我々は我々の自然な認識能力によって経験的知識を得ることができる。これは一種のrelativismであるが、認識論的外在主義と違つて「外からの」正当化を也要請しない。この立場は、あくまで（社会に取り囲まれた）個人の視点に留まりながら「正当化」も「誤りの認識」も全て全体論的に理解できるとする。そしてここでは知識とは「達成される」ものであるよりは最もプリミティヴなものであり、「正当化の仕方」も「信念」も「真理」もむ

しろ知識に依存し知識によって説明されるものとされ、その結果主觀は「知識と信念」から成るのではなく「知識と無知」から成り、同時に世界も「既知と未知の絡み合った構造」（フッサール）として捉えられることがある。この無知が我々に実在論的態度を不可避的に要請することから、このような徹底的な内在主義であつても心に「外部」を組み入れることが出来、独我論に陥ることはないのである。

(7) 相対主義

我々を取り囲む状況も、すでに特定のアспектの下で捉えられている。しかしこれは循環ではない。状況としての取り囲みは同心円状に広がってき、最後には無知に到達するが、そのような無知も含めて全体が究極のアспектとして「世界像」を構成している。この世界像は究極の取り囲みとして機能し、我々の個々のアспектに安定性を与えていたのである。確かにこのイメージはデーヴィッドソンの批判する概念枠相対主義のように見える。そして實際我々はそれを否定する必要はないのであり、

世界像と世界との間に存在論的ギャップがなければ我々はすでに世界と無媒介的に接觸しているのである。もちろんこのことは我々の世界像が必ず共有されている、ということを保証しない。しかし「もし」共有されていなければその違いは世界像の違いとして文法に反映されることであろう。それ以上の独立の規準は存在していないし、必要でもない。そう考えれば彼の「確実性」が、我々とラディカルに異なるアспект（世界像）を持つ懷疑論者との対話としてウイトゲンシュタインの次の必然的なステップであつたことがわかるのである。そこではそのような状況において世界像を共有するためには「説得」しかないことが示唆されているが、それこそが「取り囲み」の実践であると理解できよう。つまり相手を取り囲むことにより、相手のアспектを転換させるのである。「改宗」はこのようにして起こる。

これは論証の正しい方が勝つ、というこれまでの主知主義的モデルから、「正しい・誤り」を「説得性」の中へ還元し、より説得的な世界像が相手の世界像を取り囲み、その結果アспект転換を起こさせ

る、という自然主義的「取り囲みモデル」への転換

であると言えよう。」)では我々は中立的な第三者を必要としない。そのような立場を偽って主張するのがこれまでの哲学であったのなら、ウイトゲン・シユタインの立場はそのような哲学からのラディカルな離反である。しかもこれは自然主義的態度を前提したものであり、反対主義者の言うような安易な懷疑主義ではない。またウィトゲン・シユタインがしばしば強調する「根拠を欠いた信念」(PU 223, 607, p. 200, 215, UG 166, 175, 212, 253) ともうのもまた、我々が常に無知に取り囲まれてある、ということを考え合わせれば決して哲学的脅威ではない。我々の世界像の内部では、根拠を欠いていることは問題にならない。時に起る自分自身の世界像と信念とのギャップがそのような事実を意識させるだけであり、その時には多くの場合信念がアスペクト転換を被り「誤った信念」として見えてくるであろう。そしてそれが蓄積すればまれに世界像そのものが転換することもあるであろう。これはクーンらの提示する「科学革命」のプロセスと何ら変わるものではない。

この「取り囲みモデル」は我々の通常の見解の食い違いを特定の「正しさ」の規準にもつて判断するのではなく、それを「無知」の問題に還元する。つまり、我々がアспектを共有できていないのは、お互いが相手の見解の取り囲みを「知らない」からなのである。他者の理解は相手を「知る」ことによつてなされるのであり、決して同情や感情移入によるのではない。もちろんこのことは、單に知るだけで我々のアспектが一つに収束していく、ということを含意しない。それどころか相手のアспектを知ることができれば我々はそもそもそのような一元的な世界を必要としないであろう。

Bibliography

Baker, G., *Philosophical Investigations section 122:*

- neglected aspects**, Wittgenstein - s Philosophical Investigations: Text and Context, ed. by H-J Glock, Routledge, (1991).
- Boghossian, P. A., *The Rule-Following Considerations*, *Mind*, Vol. 98, (1989).
- Brandon, R., *Knowledge and the Social Articulation of the Space of Reasons*, *Philosophy and Phenomenological Research*, Vol. LV, (1995).
- Candlish, S., *Das Wollen ist auch nur eine Erfahrung*, Wittgenstein's Philosophical Investigations: Text and Context, ed. by H-J Glock, Routledge, (1991).
- Gier, N. F., *Wittgenstein and Phenomenology*, State University of New York, (1981).
- Hacker, P. M. S., *Wittgenstein: Mind and Will*, Blackwell, (1996).
- McDowell, J., *Wittgenstein on Following a Rule*, *Synthese*, Vol. 58, No. 3, (1984).
- McDowell, J., *Mind and World*, Harvard, (1994).
- 水本正晴「[事実] と「出来事」 ハーマン・ルッカム「プローチに抗して」 科学基礎論研究第九一中、
- Strawson, P. F., *Review of the Philosophical Investigations*, *Mind* Vol. 63 (1954).
- von Wright, G. H., *The Origin and Composition of the Investigations*, Wittgenstein, Blackwell, (1982).
- Wittgenstein, L., *The Blue and Brown Books* (BB), Basil Blackwell, (1994).
- Wittgenstein, L., *Über Gewissheit*, Harper Torchbooks (UG), (1969)
- Wittgenstein, L., *Remarks on the Foundations of Mathematics* (RFM), (rev. 1983)
- Wittgenstein, L., *Wittgenstein's Lectures on the Foundations of Mathematics* (LFM), Cambridge, 1939, ed. by Cora Diamond, The University of Chicago Press, (1975)
- Wittgenstein, L., *Tractatus Logico-Philosophicus*, Routledge, (1958).
- Wittgenstein, L., *Philosophical Investigations* (PU), Blackwell, (1958).
- Wittgenstein, L., "Cause and Reason", Philosophical

Occasions(PO), Hackett, (1993)

黒崎宏 「訳・解説者まえがき」『哲学探求』第一部・
読解訳・解説 黒崎宏 産業図書一九九五年

(みやまむ まことばる 一橋大学)

今回は、シンポジウムのテーマが「身体論再考の試み」ということで、いずれも旧来の哲学・思想史研究の枠には收まりきれない研究者の方々に発表していただきました。このことはロゴスの他者としての身体に対する哲学的アプローチが、まだまだ決して豊かに開発されたとは言えない状況を考えると、必然的だと言えるかもしません。いずれにせよ、連絡の段階から当日の発表、寄稿に至るまで、発表していくださつたお三方には本当にお世話になりました。どうもありがとうございます。

個人研究発表に関しては、例年になく自主的に申し出でてくださった方がほとんどで、改めて「若手ゼミ」という場がどういう意義をもつてているのかを考えさせられました。

今年も編集者側のさまざまの不手際のせいで予定よりも大幅に刊行が遅れてしましました。毎度のことであります、執筆者をはじめご迷惑をこうむつた方々にこの場を借りて深くお詫びさせていた

だきます。

さて実は現在、この「探求」のあり方自体を考え直そうという意見がでてきました。そもそもわざわざ研究発表していただいた方に執筆料まで支払ってもらうというあり方が、既存の研究会・学会と乖離してしまいました。一方でもちろん既存の学会・研究会の権威や過度の専門化にとらわれないという「若手ゼミ」の理念を尊重することが大切ですが、他方では「若手ゼミ」や「探求」自体がその他の研究会および研究誌のためのスパーリング的な性格をもつていているため、現在新たな方向性を模索している段階です。一つの提案として、大学生協の片隅で販売するよりも、ホームページを開設して、アマチュアの人々や学生にも開放するというあり方のほうが理想的なのではないかというのもあります。

そういうわけで、「探求」を購入してくださった方々、OBの方々、新しく「若手ゼミ」に来てくれた若い世代の方々の率直なご意見をお待ちしています。次回の「若手ゼミ」で、「探求」のあり方も含めて

議論していただきたいと考えています。

九十八年度世話人

『哲学の探求』編集担当

村田憲郎
(一橋大学)

☎ 042-577-3850

E-mail: gsd9711@stv.cc.hit-u.ac.jp

哲学の探求 第26号

発行：1998年12月1日

発行者：全国若手哲学研究者ゼミナール

連絡先：村田憲郎

〒186-0002 東京都国立市東3-16-13

ハウスシェリー 202

☎ 042-577-3850

印刷所：東海大学印刷業務課

☎ 0463-58-1211



定価 1000 円